

# 藤井寺市子どもの未来応援プラン

## ～子どもの貧困対策推進計画～

(案)

令和5年2月

藤井寺市



# 目 次

<b>1. 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画策定の趣旨 .....	1
(2) 計画の位置付け .....	1
(3) 子どもの貧困対策推進計画とSDGs .....	1
<b>2. 現状と課題</b> .....	<b>2</b>
(1) 子どもの生活に関する実態調査の概要 .....	2
(2) 貧困・生活困難に関する分析の視点 .....	3
(3) 調査結果を示す基本の分析軸について .....	7
(4) 主な調査結果 .....	8
(5) 実態調査から見た本市の課題 .....	46
<b>3. 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>48</b>
(1) 基本理念及び基本方針 .....	48
(2) 推進する施策の分野 .....	49
<b>4. 分野別の取組</b> .....	<b>50</b>
(1) 教育の支援 .....	50
(2) 生活の支援 .....	52
(3) 経済的支援 .....	55
(4) 就労の支援 .....	57
(5) 情報提供支援 .....	59
<b>5. 計画の推進について</b> .....	<b>60</b>
(1) 推進体制 .....	60
(2) 国の大綱における指標に係る本市の状況 .....	60
(3) 本計画における評価指標 .....	64
<b>資料編</b> .....	<b>65</b>
(1) 「子供の貧困対策に関する大綱」における全指標 .....	65
(2) 藤井寺市子ども・子育て会議条例 .....	69
(3) 藤井寺市子ども・子育て会議 委員名簿 .....	71
(4) 藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議設置要綱 .....	72
(5) 計画策定の経過 .....	74



# 1. 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

近年、子どもの貧困が社会問題として注目され、国の調査においては、子どもの7人に1人が貧困状態にあることが判明しました。こうした状況を受けて、国においては、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成26年には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を目指した取組が進められています。さらに、令和元年には同大綱が改定され、「貧困の連鎖を食い止める」ための取組の推進も図られています。

こうした国の動きを踏まえ、大阪府では、平成28年に「子どもの生活に関する実態調査」が行われました。また、平成27年には「第一次大阪府子どもの貧困対策計画」、令和2年には「第二次大阪府子どもの貧困対策計画」が策定され、「学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム」「子どもの居場所づくりへの支援」などの子どもの貧困対策への方針が示されました。

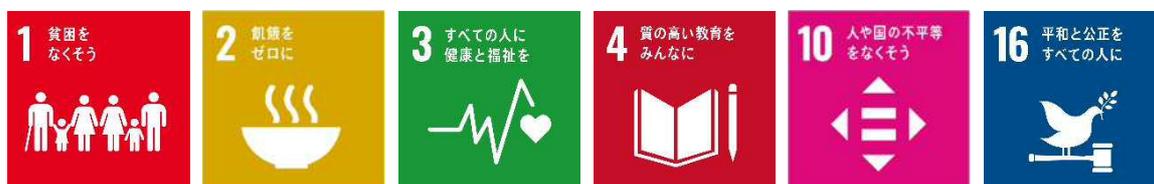
このような流れを受け、子育て世帯の経済状況と子どもや保護者の状況との関連等の実態を把握するため、本市では、令和4年7月に小中学生とその保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。このアンケート結果を踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定める基本理念に基づき、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進し、児童の権利条約に定める権利が保障され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、安心して未来へ歩みを進めていくことができるよう、「藤井寺市子どもの未来応援プラン(以下「本計画」という。))」を策定します。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村における子どもの貧困対策についての計画(市町村計画)」として位置付けられます。また、子育て支援に関する計画であるという本計画の性格に鑑み、今後、子ども・子育て支援事業計画と一体的に推進する計画として位置付けるものとします。

## (3) 子どもの貧困対策推進計画とSDGs

本市では、「誰一人取り残さない」ことを基本的な理念として掲げるSDGsの推進に取り組んでいます。



## 2. 現状と課題

### (1) 子どもの生活に関する実態調査の概要

#### ①調査の概要

子どもの貧困対策を効果的に推進し、次代を担う全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける環境づくりを進めるため、子育て世帯の経済状況と子どもや保護者の状況との関連等の実態を把握し、本市における子どもたちや子育て世帯への支援のあり方の検討に役立てることを目的として、令和4年に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

#### ■アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	藤井寺市内に在住する小学5年生及び中学2年生全員とその保護者
実施時期	令和4年7月1日から7月15日
実施方法	市立小中学校在籍児童生徒とその保護者については、各学校を通じて配付及び回収 市立小中学校在籍以外の児童生徒については郵送による配付及び回収
配付・回収結果	小学5年生：配付545（学校528、郵送17）、有効回収483（学校477、郵送6）、 有効回収率88.6% 中学2年生：配付579（学校497、郵送82）、有効回収455（学校419、郵送36）、 有効回収率78.6%

#### ■団体・支援者調査の概要

項目	内容
調査対象	藤井寺市内で子どもや子育て支援に関わる団体・機関等 (地域子育て支援拠点事業所、子ども食堂、民生委員主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)、市立学校教員(校長・教頭等)、放課後児童会支援員、就学前保育施設、支援に関わる市職員(生活困窮者支援担当、助産師、保健師、家庭児童相談室)、障害児相談支援事業所、子ども・子育て連絡会協力団体、その他子育て支援・青少年健全育成関係団体等)
実施時期	令和4年7月27日から8月12日
実施方法	各団体・機関に対して電子メール・FAX・手渡し等で調査票を配付及び回収
配付・回収結果	配付73、回収50、回収率68.5%

## (2) 貧困・生活困難に関する分析の視点

調査結果の分析にあたっては、調査の目的に鑑みて、世帯の経済状況を区分して分析するための視点を設定する必要があります。ここでは、先行する同種の自治体調査において用いられている代表的な視点として、相対的貧困世帯、「等価世帯収入」に基づく所得段階区分、生活困難の状況に即した分析（経済的困難世帯）のそれぞれについて、本調査の結果を示します。

### ①相対的貧困世帯

- ◇国の国民生活基礎調査では、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準と定義しています。この定義に基づき、本調査においても、世帯収入が国民生活基礎調査によって示された相対的貧困水準以下の世帯を相対的貧困世帯とします。
- ◇本調査においては、保護者調査で税込みの世帯収入を50万円区分で尋ねています。そこで、相対的貧困水準の算定に対応する可処分所得を概算したうえで、相対的貧困となる区分を選定しました。具体的には、本調査と同様の調査設計となっている内閣府「親と子の生活意識に関する調査」（平成23年）と同じ手法を採用しました。
- ◇まず、令和元年国民生活基礎調査における所得5分位階級（全ての世帯を収入の低い方から順番に並べ、それを5等分して5つのグループを作った場合の各グループ）ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比となる係数を算出します（表A）。続いて、相対的貧困水準（世帯人数別に、その金額以下の世帯収入の場合に相対的貧困となる所得額）が定義されている平成30年国民生活基礎調査から、世帯人員別に相対的貧困線を算出し、それぞれに対応する上記の係数を乗じることで、貧困線の値に対応する世帯収入を概算し、この世帯収入以下となる収入区分に該当する世帯を、本調査における相対的貧困世帯としました（表B）。

■表A 所得5分位階級ごとの係数（平均可処分所得に対する平均所得の比）

	1世帯あたり平均所得 (a)	平均可処分所得 (b)	係数 (a/b)
第Ⅰ（～203万円）	125.2万円	110.7万円	1.13
第Ⅱ（203～350万円）	277.9万円	237.7万円	1.17
第Ⅲ（350～540万円）	441.1万円	363.0万円	1.22
第Ⅳ（540～820万円）	667.7万円	535.8万円	1.25
第Ⅴ（820万円～）	1249.8万円	949.6万円	1.32

※令和元年国民生活基礎調査結果（調査された所得は平成30年間のもの）より作成。「1世帯あたり平均所得」は税込み収入、「平均可処分所得」は手取り収入に該当します。

■表B 世帯人員ごとの相対的貧困となる区分

世帯人員	相対的貧困線	係数	対応する世帯収入	相対的貧困世帯となる区分
2人	180万円	1.13	203万円	200万円未満
3人	220万円	1.17	257万円	250万円未満
4人	254万円	1.17	297万円	300万円未満
5人	284万円	1.17	332万円	350万円未満
6人	311万円	1.17	364万円	350万円未満
7人	336万円	1.17	393万円	400万円未満
8人	359万円	1.22	436万円	450万円未満
9人	381万円	1.22	463万円	450万円未満
10人	402万円	1.22	488万円	500万円未満

※「相対的貧困線」は令和元年国民生活基礎調査における、貧困線にあたる等価可処分所得金額が127万円であることから、その金額に世帯人員の正の平方根を乗じて算出。「係数」は表Aを参照。「相対的貧困線」は手取り収入（可処分所得）に基づく基準であり、「対応する世帯収入」は貧困線に可処分所得と税込み収入の比率である係数を乗じて算出した税込み収入でみた貧困線、「相対的貧困世帯となる区分」は本調査で尋ねた世帯全員の税込み収入の区分。

◇上記に基づいて回収された回答について相対的貧困世帯かどうかを判定し、それを集計して本調査における相対的貧困世帯の割合を算出しました。結果は以下の通りです。

学年	相対的貧困世帯		非相対的貧困世帯	
	件	%	件	%
小学5年生	45	10.6	378	89.4
中学2年生	46	11.9	340	88.1
全体	91	11.2	718	88.8

※有効回答のうち、相対的貧困世帯の判定に必要な世帯人員と世帯収入の両方に回答があったものを対象としています。いずれかが無回答であったものは判定不能となり、小学5年生では483件中60件、中学2年生では455件中69件が判定不能となっています。

※本調査における本市の貧困率（小学5年生と中学2年生の平均）は11.2%、国全体における子ども（17歳以下）がいる現役世帯の貧困率は12.6%（新基準では13.1%、令和元年国民生活基礎調査）ですが、調査対象・方法が異なるため本調査との単純な比較はできません。

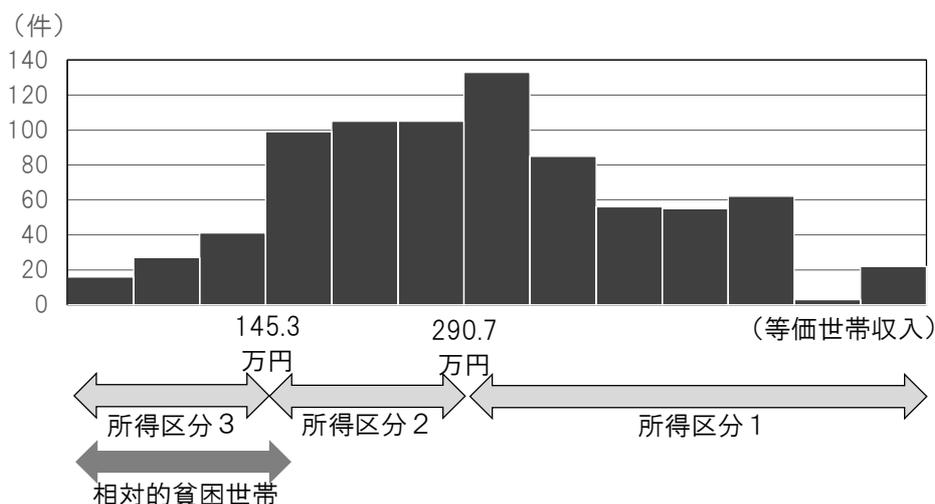
## ②「等価世帯収入」に基づく所得段階区分

- ◇国が令和3年12月に公表した「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」では、年間収入に関する回答の各選択肢の中央値（50～100万円未満であれば75万円、1,000万円以上の区分は1,050万円）をその世帯の収入の値とし、その値を同居家族の人数の平方根で除した値を「等価世帯収入」とした上で、回答者全体の等価世帯収入の中央値の2分の1未満、中央値の2分の1以上で中央値未満、中央値以上の3つに区分して分析しています。
- ◇この手法は、調査対象者における相対的な所得格差に基づく比較となるため、藤井寺市のみを対象とした本調査においては、国民生活基礎調査の数値に基づく分析のように、全国と本市との間の平均的な経済状況の格差を考慮した実態把握には役立ちません。しかし、本市内における相対的な経済的格差に基づく子どもや家庭の状況の違いの分析においては有用な区分となります。
- ◇上記の国の報告書と同様の手法で、「等価世帯収入」を算出したところ、本調査においては中央値が290.7万円、中央値の2分の1が145.3万円となりました（前述の国の令和3年調査では中央値：317.54万円、中央値の2分の1：158.77万円、対象は中学2年生とその保護者）。この数値に基づいて所得段階を区分した結果は下表のようになります。

学年	所得区分1 (中央値以上)		所得区分2 (中央値未満、中央値の2分の1以上)		所得区分3 (中央値の2分の1未満)	
	件	%	件	%	件	%
小学5年生	218	51.5	164	38.8	41	9.7
中学2年生	198	51.3	145	37.6	43	11.1
全 体	416	51.4	309	38.2	84	10.4

※有効回答のうち、相対的貧困世帯の判定に必要な世帯人員と世帯収入の両方に回答があったものを対象としています。いずれかが無回答であったものは判定不能となり、小学5年生では483件中60件、中学2年生では455件中69件が判定不能となっています。また、所得区分3は全て相対的貧困世帯、所得区分2では小学5年生4件、中学2年生3件が相対的貧困世帯となっています。

### ■等価世帯収入の分布と所得区分・相対的貧困世帯



### ③経済的困難世帯

◇先行自治体における調査では、相対的貧困水準を分析の軸として、貧困世帯の状況に注目した報告が行われているものが多くある一方、生活必需品の非所有や、光熱水費・通信費・保険料等の支払困難経験、食料・衣料・学用品等の生活必需品の購入困難経験など、一般に生活を行う上での困難な状況が、相対的貧困世帯に限らず広がっていることも示されています。

◇そこで、世帯収入のみの外形的な要件だけではなく、広く生活困難の実情に注目し、保護者と子どもの意識や生活への影響を分析するために、独自に「経済的困難世帯」を定義し、子育て世帯の生活困難の状況に注目します。具体的には、①生活必需品非所有世帯、②生活費用支払困難経験世帯、③食料購入困難経験世帯、④衣服購入困難経験世帯のいずれかに該当する世帯を経済的困難世帯と定義します。

◇保護者対象の調査において、経済的理由のために家庭にないものについて、以下のいずれか1つ以上を回答した世帯を「①生活必需品非所有世帯」とします。

・子どもの年齢に合った本	・冷房機器（エアコンを含む）
・子ども用のスポーツ用品・おもちゃ	・電子レンジ
・子どもが自宅で宿題をすることができる場所	・電話（固定電話・携帯電話を含む）
・洗濯機	・世帯専用のおふろ
・炊飯器	・世帯人数分のベッドまたは布団
・掃除機	・急な出費のための貯金または現金（5万円以上）
・暖房機器（エアコンを含む）	

※本調査では他に「パソコン（タブレット含む）」についても尋ねていますが、ここでの生活必需品には含めていません。

◇保護者対象の調査において、過去1年の間に経済的理由のために支払いができなかったものについて、以下のいずれか1つ以上を回答した世帯を「②生活費用支払困難経験世帯」とします。

・電気料金	・家賃
・ガス料金	・公的年金・健康保険等の保険料
・水道料金	・所得税や住民税
・電話代	・子どもの学校で必要なお金

◇保護者対象の調査において、お金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことが、「よくあった」または「ときどきあった」と回答した世帯を「③食料購入困難経験世帯」、お金が足りなくて家族が必要とする衣服が買えないことが、「よくあった」または「ときどきあった」と回答した世帯を「④衣服購入困難経験世帯」とします。

◇①から④のいずれか1つ以上に該当した世帯を「経済的困難世帯」とします。本調査における生活困難世帯の割合は以下の通りです。

学年	経済的困難世帯		非経済的困難世帯	
	件	%	件	%
小学5年生	86	18.5	379	81.5
中学2年生	85	19.3	355	80.7
全 体	171	18.9	734	81.1

※有効回答のうち、経済的困難世帯の判定に必要な設問の回答状況に基づいて判定できたものを対象としています。判定に必要な設問に無回答があり判定できないものが判定不能となり、小学5年生では483件中18件、中学2年生では455件中15件が判定不能となっています。

### (3) 調査結果を示す基本の分析軸について

- ◇上記の結果を踏まえて、アンケート調査の集計結果を「等価世帯収入」に基づく所得段階区分で示すことを基本とし、世帯の経済状況別の回答状況の差に注目します。そのため、基本的に全ての回答結果について、「全体」「所得区分1」「所得区分2」「所得区分3」の4つに分けて示すことになり、「全体」には所得区分が判定できなかった回答を含みます。
- ◇全国的な状況との比較においては、国が令和3年12月に公表した「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」(以下「全国調査」という。)を参照します。全国調査との比較においては、調査対象や経済状況をそろえて結果の比較を行うため、全国調査が対象とする中学2年生とその保護者のデータのみを用い、全国調査が所得段階区分を行うにあたって適用した数値(中央値は317.54万円、中央値の2分の1は158.77万円)に基づいて本調査の所得段階を区分し直したため、本市のデータの所得区分別の件数が異なっています。

## (4) 主な調査結果

### ①子育て世帯の経済状況について

◇食料・衣服の購入困難、ライフライン関連費用や学校で必要なお金の未払い経験がある世帯が、経済状況に関わらず一部に存在。【図 1-1～1-4】

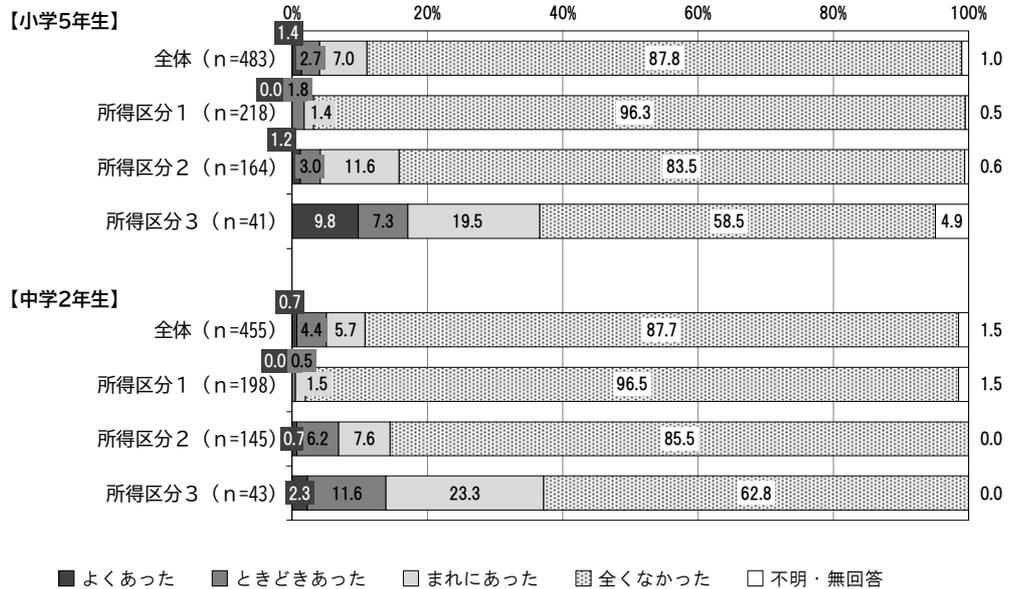
◇経済的に厳しい世帯においては、日本語以外の言語を使用している割合もやや高く、外国にルーツを持つ家庭が経済的に厳しい状況に陥りやすい。【図 1-5】

◇子どもの将来のための貯蓄については、「するつもりはない」という回答は家庭の経済状況に関わらずほぼなかったのに対し、経済的に厳しい世帯ほど「貯蓄をしたいが、できていない」が多く、家庭の経済状況による格差が大きい。【図 1-6】

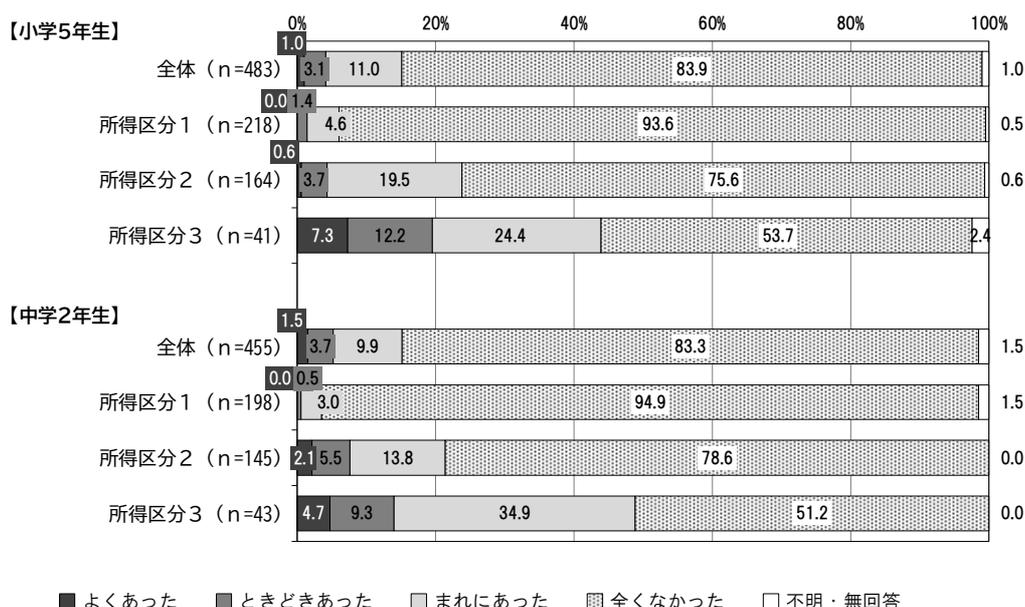
◇新型コロナウイルス感染症の影響は、経済的に厳しい世帯ほど大きい。団体・支援者調査においても、感染症拡大の影響での失業の事例が複数報告されている。【図 1-7～1-8】

◆団体・支援者調査において、経済的に厳しい状況で生活している子どもの事例が報告されている。【図 1-9】

■ 図 1-1: 過去 1 年の間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えなかったこと (保護者)



■ 図 1-2：過去 1 年の間にお金が足りなくて家族が必要とする衣服が買えなかったこと（保護者）



■ 図 1-3：経済的理由のために家庭にないもの（保護者）

単位：%

学年	所得区分	子どもの年齢に合った本	子ども用のスポーツ用品・おもちゃ	子どもが自宅で宿題をすることができるところ	洗濯機	炊飯器	掃除機	暖房機器（エアコンを含む）	冷房機器（エアコンを含む）	電子レンジ
		小学5年生	全体 (n=483)	2.5	2.1	2.1	0.2	0.4	0.4	0.6
小学5年生	所得区分1 (n=218)	0.5	0.9	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.9	0.9
小学5年生	所得区分2 (n=164)	3.7	2.4	2.4	0.0	0.6	0.0	0.0	1.2	0.0
小学5年生	所得区分3 (n=41)	9.8	7.3	12.2	2.4	2.4	2.4	4.9	4.9	2.4
中学2年生	全体 (n=455)	3.7	2.6	3.7	0.2	0.7	0.4	0.7	0.4	0.2
	所得区分1 (n=198)	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0
	所得区分2 (n=145)	4.8	2.1	6.9	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0
	所得区分3 (n=43)	14.0	11.6	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

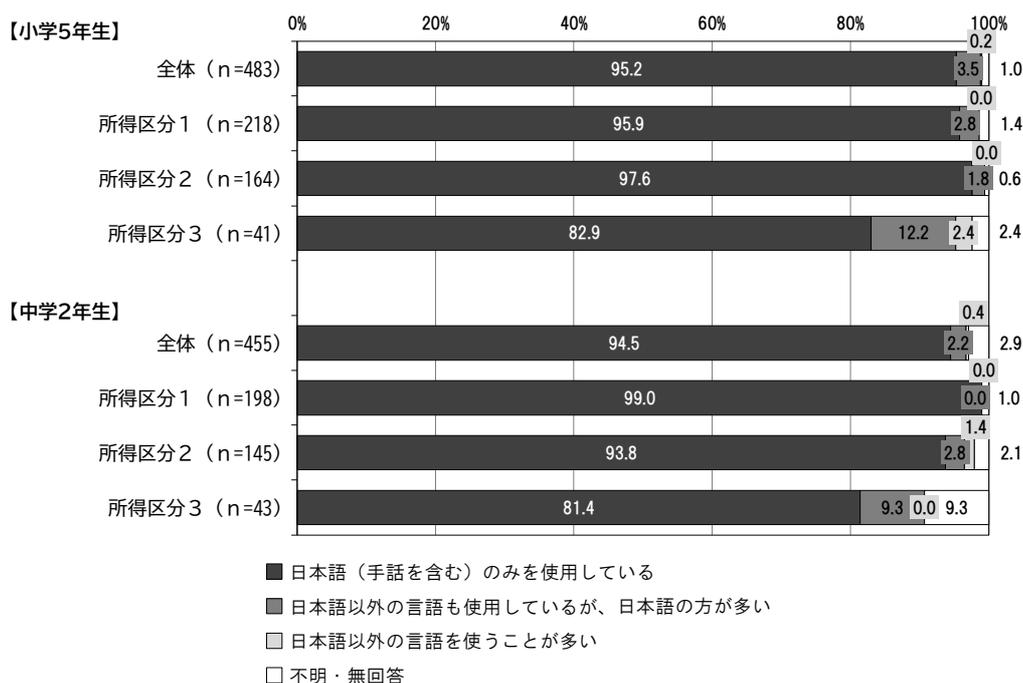
学年	所得区分	電話（固定電話・携帯電話を含む）	世帯専用のおふろ	世帯人数分のベッドまたは布団	急な出費のための貯金または現金（5万円以上）	パソコン（タブレット含む）	あてはまるものはない	不明・無回答
		小学5年生	全体 (n=483)	0.6	0.2	1.4	11.6	7.9
小学5年生	所得区分1 (n=218)	0.5	0.0	0.0	4.1	2.8	92.2	1.4
小学5年生	所得区分2 (n=164)	0.0	0.0	1.2	17.7	12.2	71.3	1.2
小学5年生	所得区分3 (n=41)	4.9	2.4	12.2	34.1	26.8	46.3	2.4
中学2年生	全体 (n=455)	2.0	0.2	2.4	10.5	5.5	80.2	2.4
	所得区分1 (n=198)	0.5	0.0	0.0	3.0	1.0	93.4	1.5
	所得区分2 (n=145)	1.4	0.0	2.8	15.9	9.7	73.1	1.4
	所得区分3 (n=43)	7.0	0.0	7.0	30.2	11.6	53.5	4.7

■ 図 1-4：過去 1 年の間に経済的な理由で払えなかった料金（保護者）

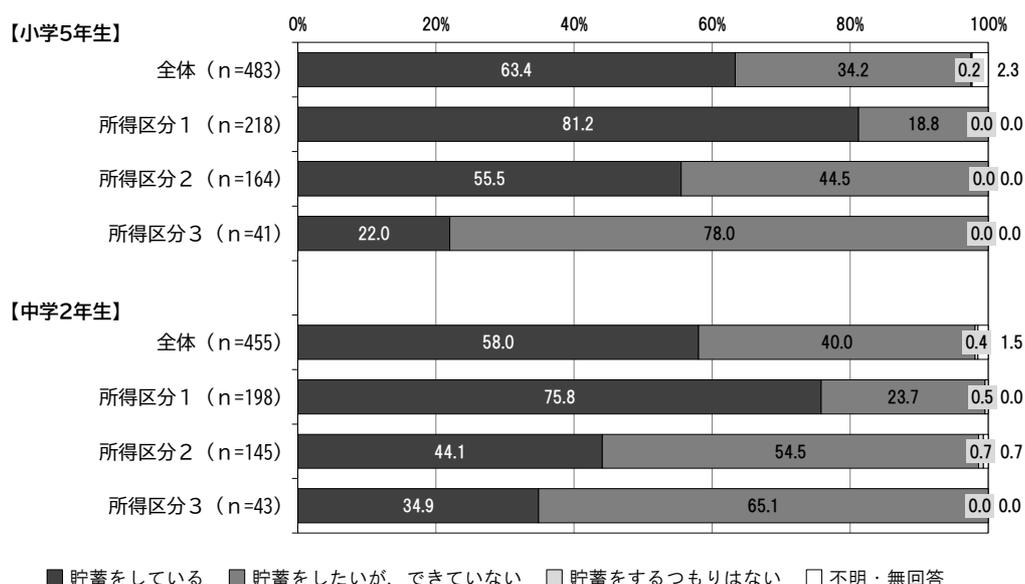
単位：%

		電気料金	ガス料金	水道料金	電話料金 (携帯電話・スマートフォン の料金を含む)	家賃	公的年金・健康 保険などの保険料	所得税や 住民税な どの税金	子どもの 学校で必 要なお金	あてはま るものは ない	不明・無回 答
小学5年生	全体 (n=483)	1.4	1.2	2.5	1.9	1.9	4.1	3.7	3.9	88.4	2.5
	所得区分1 (n=218)	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	1.4	0.9	0.9	97.2	0.9
	所得区分2 (n=164)	1.2	0.6	3.0	1.8	1.8	4.9	5.5	4.9	85.4	1.2
	所得区分3 (n=41)	9.8	9.8	12.2	12.2	12.2	17.1	12.2	19.5	63.4	2.4
中学2年生	全体 (n=455)	2.0	1.8	3.3	3.5	2.2	4.0	4.2	3.7	86.8	2.4
	所得区分1 (n=198)	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	1.0	0.5	98.0	1.0
	所得区分2 (n=145)	2.1	2.1	4.8	5.5	1.4	4.1	6.2	3.4	82.1	1.4
	所得区分3 (n=43)	4.7	7.0	9.3	4.7	14.0	14.0	11.6	16.3	60.5	2.3

■ 図 1-5：家庭における日本語以外の言語の使用状況（保護者）



■ 図 1-6：子どもの将来のために貯蓄をしているか（保護者）



■ 図 1-7：新型コロナウイルス感染症の拡大によって経験したこと（保護者）

単位：%

母親		収入の減少	失業	希望しない働き方への変更	上記のようなことは経験していない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	20.3	1.0	5.6	68.9	6.6
	所得区分1 (n=218)	14.2	0.5	5.0	79.4	3.7
	所得区分2 (n=164)	22.0	1.2	6.1	66.5	6.1
	所得区分3 (n=41)	58.5	4.9	7.3	29.3	7.3
中学2年生	全体 (n=455)	20.2	1.8	7.3	65.1	10.1
	所得区分1 (n=198)	13.1	0.0	5.6	78.8	5.1
	所得区分2 (n=145)	24.1	0.7	8.3	57.2	13.8
	所得区分3 (n=43)	30.2	4.7	11.6	51.2	11.6

父親		収入の減少	失業	希望しない働き方への変更	上記のようなことは経験していない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	24.8	0.8	2.9	59.8	13.7
	所得区分1 (n=218)	19.3	0.0	2.3	73.4	5.5
	所得区分2 (n=164)	33.5	1.2	4.3	53.7	10.4
	所得区分3 (n=41)	22.0	2.4	2.4	9.8	68.3
中学2年生	全体 (n=455)	22.0	2.0	2.9	62.2	13.2
	所得区分1 (n=198)	14.1	0.0	1.0	82.3	2.5
	所得区分2 (n=145)	30.3	3.4	5.5	53.8	12.4
	所得区分3 (n=43)	25.6	4.7	4.7	18.6	51.2

■ 図 1-8：団体・支援者調査における感染症拡大の影響での失業の事例

回答者	回答内容（自由記述）
助産師	コロナで仕事がなくなり、妊娠がわかった。パートナーもコロナで仕事が減り赤字の中、どうやって生活していけばいいのか、と涙流して話される。
支援団体	コロナ禍で失業した人が何名かいる。
保育施設	コロナ禍でリストラにあった家族など社会情勢と共に家庭状況も厳しい家庭が多くなってきていると感じる。
家庭児童相談室	困窮に関する相談内容については、新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減が影響しているケースがあった。

■ 図 1-9：団体・支援者調査における経済的に厳しい状況で生活している子どもの事例

回答者	回答内容（自由記述）
保育施設	保育徴収金の引き落とし不能となった場合や、離婚された時の養育費等の問題を聞いた時に経済的に厳しい生活ではないかと感じることがある。
支援拠点	過去に来館していた親子は経済的に厳しいのではないかと感じられた。子どもが着用している洋服の種類数が少なく、数日間同じ服を着ていることもあった。また、子どもの体臭がきつく感じることも多かった。
学校	経済的に厳しい状態での転入で、諸費の滞納等がある。就学援助や生活保護の申請を保護者へ促したり、市役所の部署に相談したりした。
保健師	未婚や支援してくれる家族がいないため、出産後すぐから経済面の困難がある。保護者がお金の管理ができないため、教育や育児にお金を使わない。DV等も含めてパートナーにお金を管理されているために、十分なお金が使えない。
放課後児童会	昼食時、菓子パン1個のみ等が続いている児童が以前も現在もいる。
支援団体	経済的には安定していても、汚れた衣服、季節に合っていない衣服、サイズの合っていない衣服又はくつをはいていることがある。又、食事が簡潔なものや賞味期限の切れた食べもの（パン、惣菜等）になっている状況。

②ひとり親<sup>\*</sup>世帯の状況について

◇所得区分3におけるひとり親世帯の割合が高い（全国調査よりやや高い）。【図 2-1～2-2】

◇全国調査と比較して養育費の受け取り率が低い。【図 2-3】

◇母親の就労における新型コロナウイルス感染症の影響は、ひとり親世帯ほど大きい。【図 2-4】

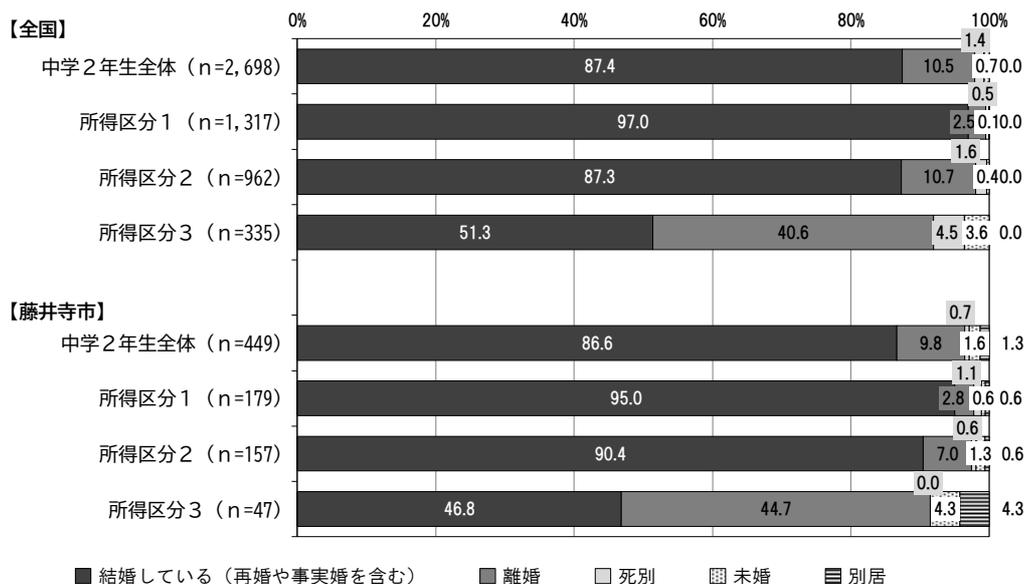
※保護者対象調査の親の婚姻の状況において、「離婚」「死別」「未婚」「別居」のいずれかを選択したものを「ひとり親」としています。ただし、養育費の受け取り状況の設問については、「離婚」「未婚」を選んだもののみを対象としています。

■ 図 2-1：親の婚姻の状況（保護者）

単位：％

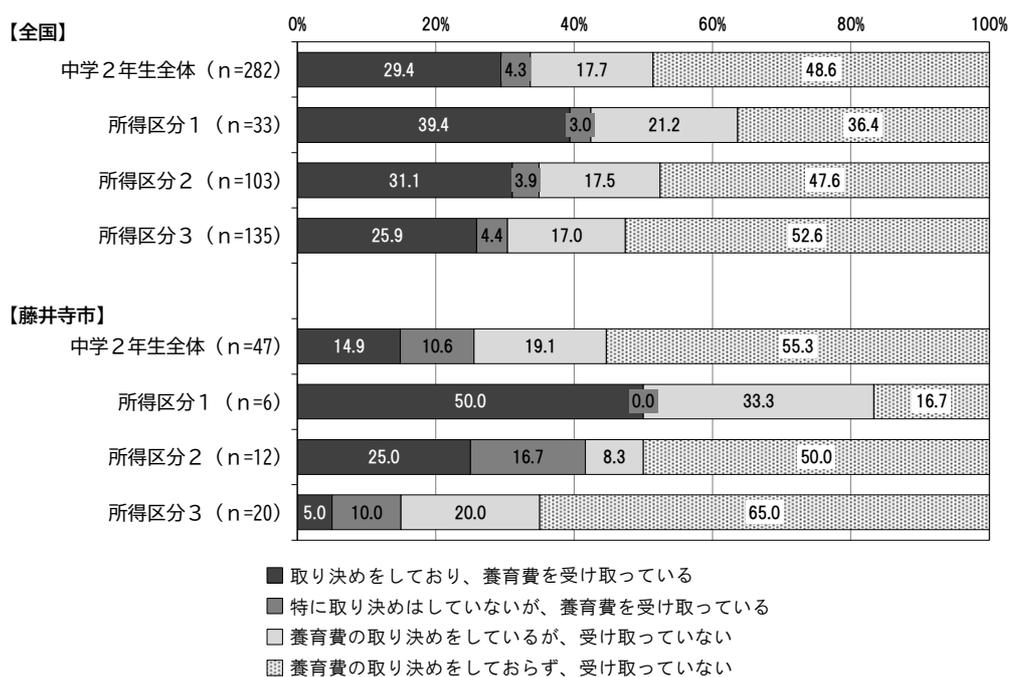
		結婚している（再婚や事実婚を含む）	離婚	死別	未婚	別居	不明・無回答
小学5年生	全体（n=483）	86.5	10.4	0.6	0.4	1.2	0.8
	所得区分1（n=218）	94.0	4.6	0.5	0.5	0.0	0.5
	所得区分2（n=164）	91.5	6.7	0.6	0.0	0.6	0.6
	所得区分3（n=41）	24.4	65.9	0.0	2.4	7.3	0.0
中学2年生	全体（n=455）	85.5	9.7	0.7	1.5	1.3	1.3
	所得区分1（n=198）	94.4	3.0	1.0	0.5	0.5	0.5
	所得区分2（n=145）	89.7	6.9	0.7	1.4	0.7	0.7
	所得区分3（n=43）	39.5	48.8	0.0	4.7	4.7	2.3

■ 図 2-2：親の婚姻の状況の全国調査との比較（中2保護者）



※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

■ 図 2-3：ひとり親世帯の養育費の受け取り状況の全国調査との比較（中2 保護者）



※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

■ 図 2-4：世帯類型別にみた母親の就労状況と感染症拡大の影響（保護者）

単位：%

		感染症拡大の就労への影響【母親】				
		n	収入の減少	失業	希望しない働き方の変更	上記のようなことは経験していない
非ひとり親世帯	正社員・正規職員・会社役員	178	10.7	0.6	5.6	85.4
	嘱託・契約社員・派遣職員	35	22.9	0.0	8.6	74.3
	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	341	26.4	1.2	8.5	67.4
	自営業	67	41.8	0.0	6.0	55.2
	賃金を得られる仕事をしていない	127	4.7	1.6	1.6	93.7
ひとり親世帯	正社員・正規職員・会社役員	34	20.6	0.0	5.9	73.5
	嘱託・契約社員・派遣職員	7	28.6	0.0	0.0	71.4
	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	42	40.5	0.0	14.3	50.0
	自営業	3	66.7	0.0	33.3	33.3
	賃金を得られる仕事をしていない	17	47.1	23.5	11.8	41.2

※小学5年生と中学2年生の合計での集計

### ③子どもの生活習慣について

◇経済的に厳しい世帯では朝食や長期休業中の昼食の頻度がやや低く、起床時刻が決まっていない、就寝時刻が遅い等の傾向。【図 3-1～3-4】

◇所得が低い区分ほど、「テレビ・ゲーム・インターネットなどの視聴時間などのルールを決めている」割合が低く、子どもがテレビ、ゲーム、インターネット等をする時間が長い傾向。【図 3-5～3-8】

◇特に小学5年生で、経済的に厳しい世帯の子どもの方が遅刻の頻度が高く、欠席の頻度も、経済的に厳しい世帯で高い傾向。【図 3-9～3-10】

■図 3-1：朝食の頻度（子ども）

単位：％

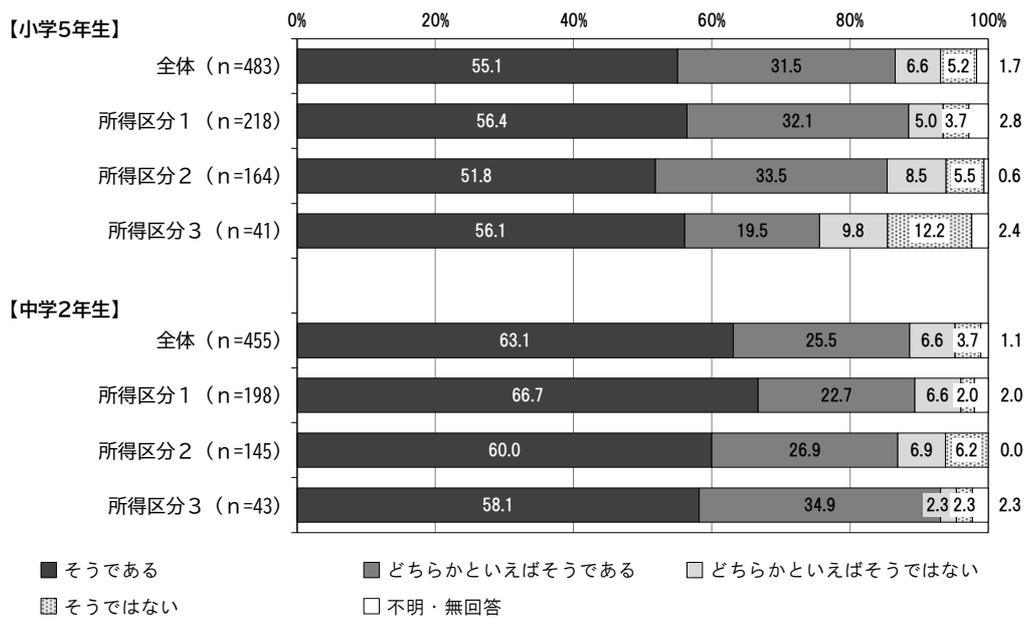
		ほとんど毎日	週に4～5回	週に2～3回	週に1回程度	月に1～2回	ほとんどない	まったくない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	89.2	3.1	1.9	0.8	0.2	1.7	1.7	1.4
	所得区分1 (n=218)	91.3	2.8	0.5	1.4	0.5	0.5	0.9	2.3
	所得区分2 (n=164)	88.4	3.7	3.0	0.6	0.0	1.8	1.8	0.6
	所得区分3 (n=41)	82.9	4.9	0.0	0.0	0.0	4.9	4.9	2.4
中学2年生	全体 (n=455)	82.9	7.3	4.2	0.7	0.7	2.2	1.1	1.1
	所得区分1 (n=198)	82.8	6.1	2.0	1.0	0.5	4.0	1.5	2.0
	所得区分2 (n=145)	85.5	9.0	3.4	0.0	0.7	0.7	0.7	0.0
	所得区分3 (n=43)	72.1	9.3	16.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3

■図 3-2：夏休みや冬休みなどの学校が休みの日の昼食（子ども）

単位：％

		ほとんど毎日	週に4～5回	週に2～3回	週に1回程度	月に1～2回	ほとんどない	まったくない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	93.8	3.1	0.6	0.0	0.0	0.2	0.0	2.3
	所得区分1 (n=218)	95.0	1.8	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3
	所得区分2 (n=164)	94.5	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
	所得区分3 (n=41)	78.0	9.8	2.4	0.0	0.0	2.4	0.0	7.3
中学2年生	全体 (n=455)	87.7	8.4	1.5	0.7	0.0	0.7	0.0	1.1
	所得区分1 (n=198)	86.9	8.6	1.0	1.0	0.0	0.5	0.0	2.0
	所得区分2 (n=145)	91.7	5.5	2.1	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0
	所得区分3 (n=43)	79.1	14.0	2.3	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3

■ 図 3-3：ふだん（月曜日～金曜日）ほぼ同じ時刻に起きているか（子ども）

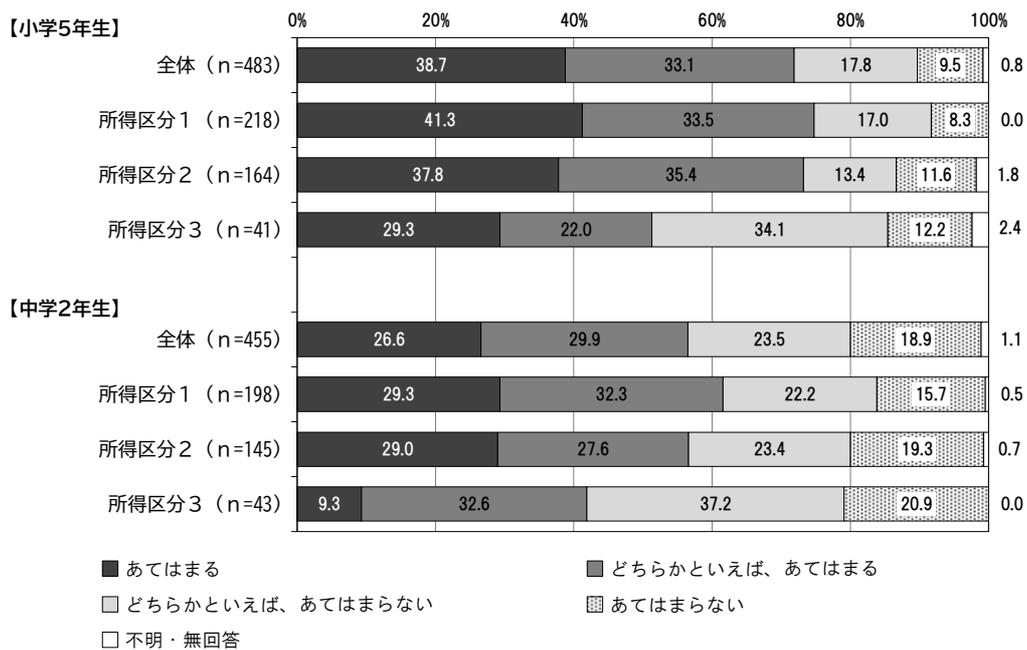


■ 図 3-4：ふだん（月曜日～金曜日）何時に寝ているか（子ども）

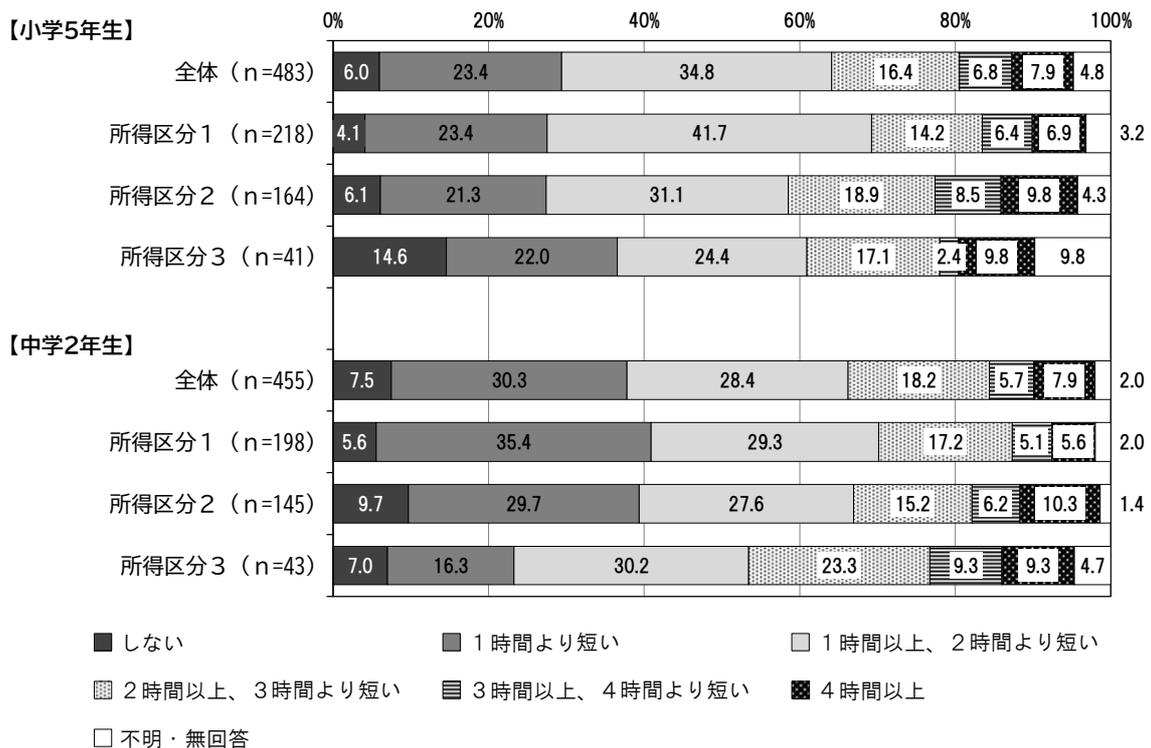
単位：%

		午後9時より前	午後9時台	午後10時台	午後11時台	午前0時台	午前1時より後	きまっていない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	4.1	28.8	40.2	13.5	2.5	0.2	8.3	2.5
	所得区分1 (n=218)	4.1	27.1	45.4	11.9	1.8	0.5	6.4	2.8
	所得区分2 (n=164)	3.7	28.7	40.9	13.4	3.0	0.0	8.5	1.8
	所得区分3 (n=41)	4.9	22.0	26.8	19.5	4.9	0.0	19.5	2.4
中学2年生	全体 (n=455)	0.9	3.1	19.8	34.9	14.1	5.7	20.4	1.1
	所得区分1 (n=198)	0.0	3.0	17.7	37.9	18.2	6.6	14.6	2.0
	所得区分2 (n=145)	1.4	2.8	20.7	33.1	12.4	4.8	24.8	0.0
	所得区分3 (n=43)	0.0	2.3	23.3	23.3	9.3	4.7	34.9	2.3

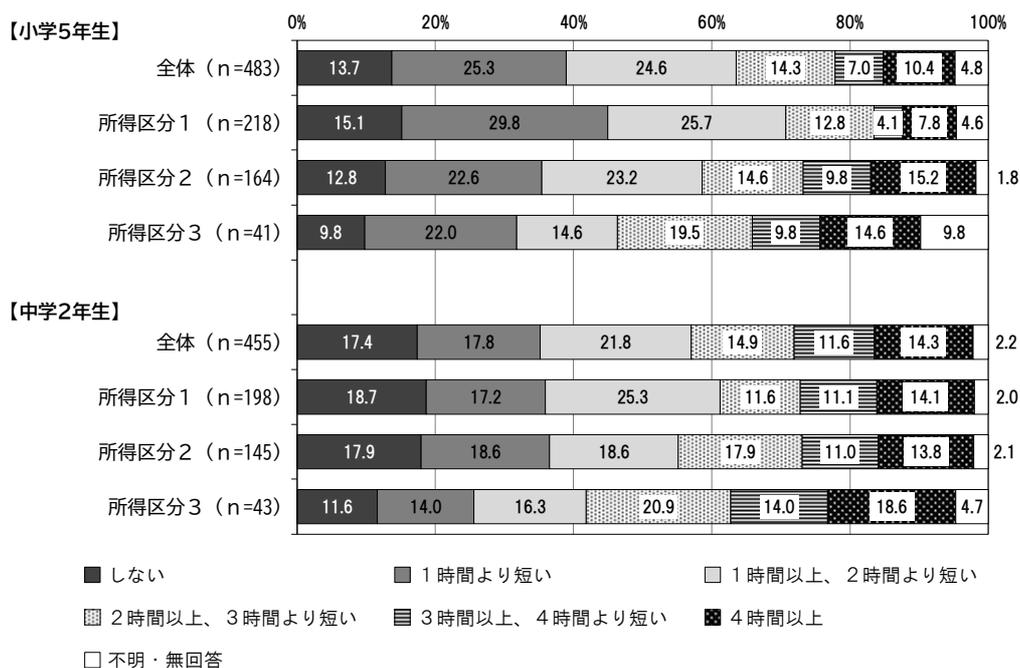
■ 図 3-5：テレビ・ゲーム・インターネットなどの視聴時間などのルールを決めている（保護者）



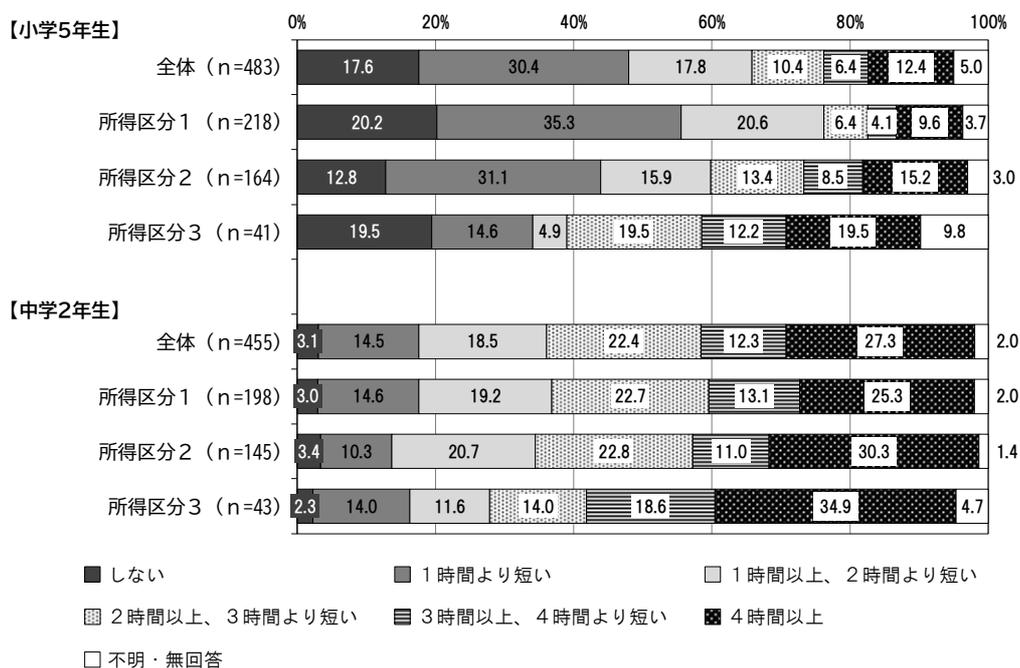
■ 図 3-6：ふだん（月～金曜日）1日あたりテレビ・DVDをみる時間（子ども）



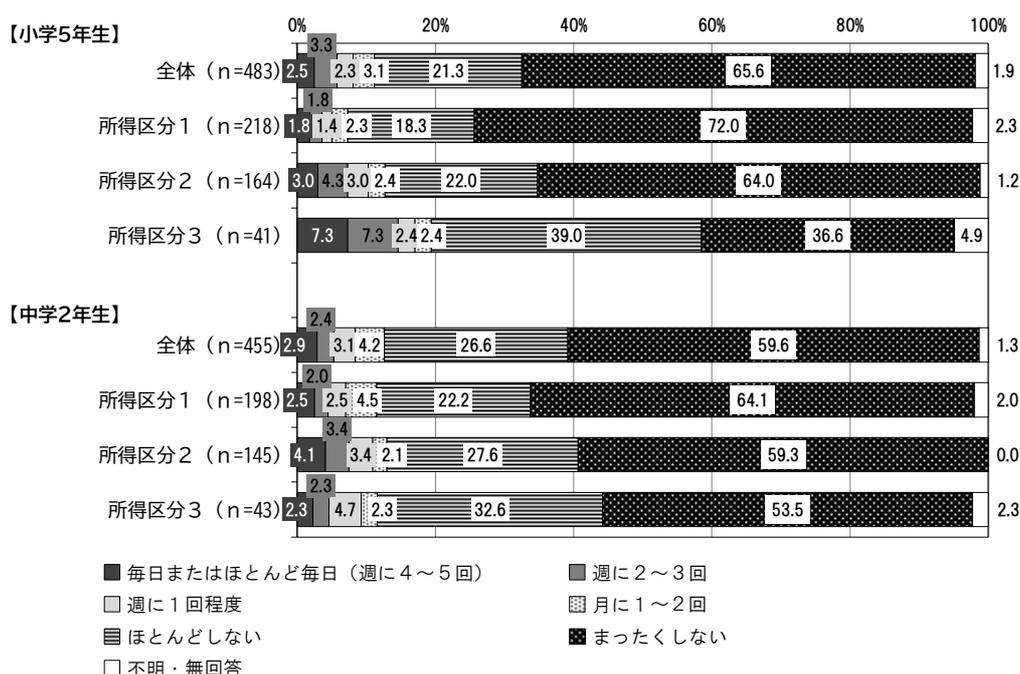
■ 図 3-7：ふだん（月～金曜日）1日あたりゲームをして遊ぶ時間（子ども）



■ 図 3-8：ふだん（月～金曜日）1日あたりインターネット・電話・メール・LINE等をする（動画サイトをみることも含む）時間（子ども）



■ 図 3-9：学校に遅刻することがあるか（子ども）



■ 図 3-10：子どもの通学状況（保護者）

単位：%

		ほぼ毎日通っている	欠席は年間30日未満である	欠席が年間30日以上、60日未満である	欠席が年間60日以上、1年未満である	欠席が1年以上続いている	わからない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	93.2	4.8	0.6	0.6	0.2	0.2	0.4
	所得区分1 (n=218)	98.2	0.9	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0
	所得区分2 (n=164)	91.5	5.5	0.6	0.0	0.6	0.6	1.2
	所得区分3 (n=41)	78.0	17.1	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0
中学2年生	全体 (n=455)	92.5	4.0	2.0	0.7	0.0	0.2	0.7
	所得区分1 (n=198)	93.4	3.5	2.0	0.5	0.0	0.5	0.0
	所得区分2 (n=145)	94.5	3.4	0.7	1.4	0.0	0.0	0.0
	所得区分3 (n=43)	83.7	11.6	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3

④子どもの体験・経験について

◇家庭における文化的な体験・経験の格差。図書館利用、地域行事への参加など、必ずしも経済的負担を伴うものではないと考えられる項目にも格差が存在。【図 4-1】

◇経済状況にかかわらず文化的な体験が多いほど自己肯定感が高い傾向。【図 4-2】

◇塾や習い事については経済状況による差が大きい。【図 4-3】

■図 4-1：家庭における文化的な体験の機会の有無（子ども）

単位：％

		小さいころに本や絵本を読んでもらった	手作りのおやつを作る	図書館に行く	動物園・水族館に行く	博物館・美術館に行く	コンサートや音楽会に行く	ニュースについて話をする	辞書やインターネットを活用してしらすものをする	地域の行事に参加する
小学5年生	全体 (n=483)	82.2	74.3	68.1	88.2	45.3	32.7	66.7	57.1	53.2
	所得区分1 (n=218)	85.8	75.7	74.3	88.1	52.3	39.0	73.4	64.7	56.9
	所得区分2 (n=164)	81.7	75.0	68.9	92.1	41.5	33.5	66.5	53.7	53.0
	所得区分3 (n=41)	70.7	61.0	43.9	78.0	29.3	19.5	51.2	39.0	31.7
中学2年生	全体 (n=455)	76.5	65.1	61.1	82.4	44.0	36.9	67.9	44.0	50.8
	所得区分1 (n=198)	80.3	67.2	64.1	84.3	43.9	43.4	71.2	49.5	52.5
	所得区分2 (n=145)	80.0	64.8	62.8	82.8	45.5	29.0	66.9	42.8	54.5
	所得区分3 (n=43)	51.2	55.8	44.2	67.4	25.6	30.2	62.8	32.6	34.9

		泊まりがけで家族旅行に行く	あてはまるものはない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	83.2	0.6	1.2
	所得区分1 (n=218)	87.6	0.5	2.3
	所得区分2 (n=164)	82.9	0.0	0.6
	所得区分3 (n=41)	61.0	2.4	0.0
中学2年生	全体 (n=455)	83.7	3.1	1.1
	所得区分1 (n=198)	89.4	1.0	0.5
	所得区分2 (n=145)	78.6	3.4	1.4
	所得区分3 (n=43)	69.8	2.3	2.3

■図 4-2：子どもの文化的な活動経験と自己肯定感（子ども）

単位：%

	自分には良いところがある					自分に自信がある					
	n	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	n	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	
小学5年生	所得区分1 / 文化経験高	106	65.1	28.3	3.8	2.8	106	49.1	38.7	6.6	5.7
	所得区分1 / 文化経験低	106	45.3	39.6	7.5	7.5	106	22.6	40.6	23.6	13.2
	所得区分2 / 文化経験高	65	67.7	24.6	6.2	1.5	65	44.6	35.4	12.3	7.7
	所得区分2 / 文化経験低	97	43.3	35.1	10.3	11.3	97	22.7	33.0	25.8	18.6
	所得区分3 / 文化経験高	9	22.2	77.8	0.0	0.0	9	22.2	44.4	22.2	11.1
	所得区分3 / 文化経験低	30	36.7	23.3	16.7	23.3	31	25.8	25.8	12.9	35.5
中学2年生	所得区分1 / 文化経験高	86	34.9	46.5	12.8	5.8	86	23.3	30.2	34.9	11.6
	所得区分1 / 文化経験低	109	30.3	44.0	18.3	7.3	109	17.4	37.6	29.4	15.6
	所得区分2 / 文化経験高	56	35.7	46.4	12.5	5.4	56	19.6	46.4	23.2	10.7
	所得区分2 / 文化経験低	87	26.4	39.1	18.4	16.1	87	9.2	32.2	39.1	19.5
	所得区分3 / 文化経験高	7	28.6	57.1	0.0	14.3	7	28.6	42.9	0.0	28.6
	所得区分3 / 文化経験低	34	26.5	35.3	26.5	11.8	34	20.6	23.5	38.2	17.6

※子どもの文化的な活動経験について、子ども調査の家庭における文化的な体験の機会の有無に関する質問で「あてはまるものはない」以外の10項目のうち、いくつ回答したかによって、文化経験の高低を区分。（8項目以上で「文化経験高」）

■図 4-3：塾や習い事の状況（保護者）

単位：%

	学習塾・ 進学塾	家庭教師	通信教育	英会話・ そろばん などの勉 強の習い 事	絵画・音 楽・ダン ス・茶道 などの芸 術の習い 事	水泳、野 球、体 操、剣道 などのス ポーツ	塾や習い 事はして いない	その他	不明・無 回答	
小学5年生	全体 (n=483)	32.5	0.2	11.6	27.7	25.3	52.6	12.6	3.1	0.8
	所得区分1 (n=218)	43.1	0.0	16.1	32.6	26.6	58.7	6.4	2.8	0.5
	所得区分2 (n=164)	23.8	0.0	11.0	25.6	23.8	47.6	14.6	2.4	0.6
	所得区分3 (n=41)	17.1	0.0	0.0	19.5	17.1	41.5	39.0	2.4	2.4
中学2年生	全体 (n=455)	50.5	1.5	8.4	10.3	12.7	17.8	21.5	2.4	4.0
	所得区分1 (n=198)	61.6	1.5	9.1	11.1	15.2	21.2	13.6	2.0	2.5
	所得区分2 (n=145)	48.3	1.4	8.3	10.3	9.7	16.6	24.1	2.1	2.1
	所得区分3 (n=43)	30.2	0.0	4.7	2.3	16.3	7.0	41.9	2.3	7.0

⑤学習・教育について

◇経済的に厳しい世帯の子どもほど、授業の理解度が低く学習時間が短い。【図 5-1~5-2】

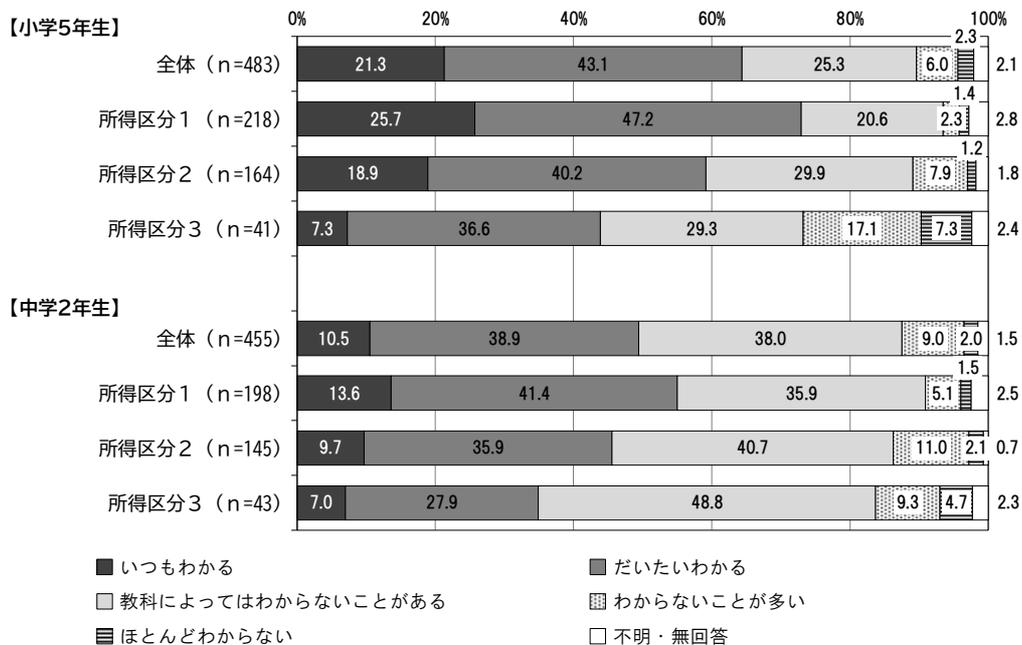
◇学校以外の学習の場について、経済的に厳しい世帯の子どもほど「塾で勉強する」が少なく、「学校の授業以外で勉強はしない」が多い。関連して、通塾での学習についても家庭の経済状況による格差がある。【図 5-3】

◇中学2年生は全国調査と比べて「まったくしない」「30分より短い」が多い一方、所得区分2・3については、2時間以上の回答が全国調査より多く二極化の傾向。【図 5-4】

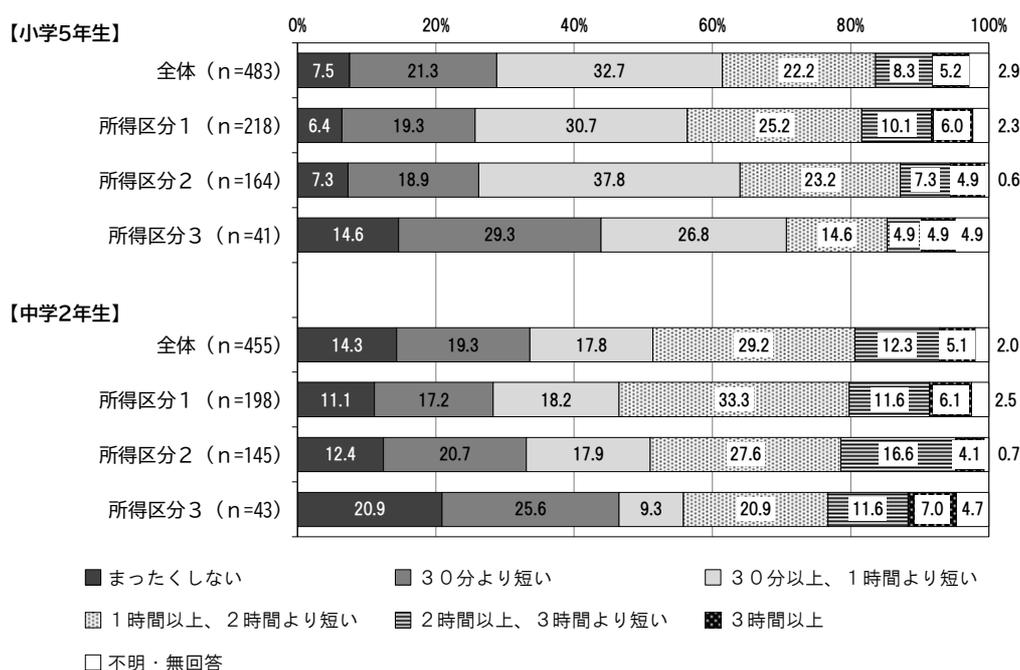
◇経済状況と授業の理解度が関連する傾向。中学2年生では、全国調査と比べて「わからないことが多い」「ほとんどわからない」がやや少ない。【図 5-5】

◇小学5年生の経済的に厳しい世帯では勉強を家の人に見てもらうことが少なく、子どもの年齢に合った本や宿題をできる環境が家がないことがやや多い。【図 5-3、1-3】

■ 図 5-1：学校の授業がわからないことがあるか（子ども）



■ 図 5-2：平日の授業以外の学習時間（子ども）



■ 図 5-3：ふだん学校の授業以外でどのように勉強をしているか（子ども）

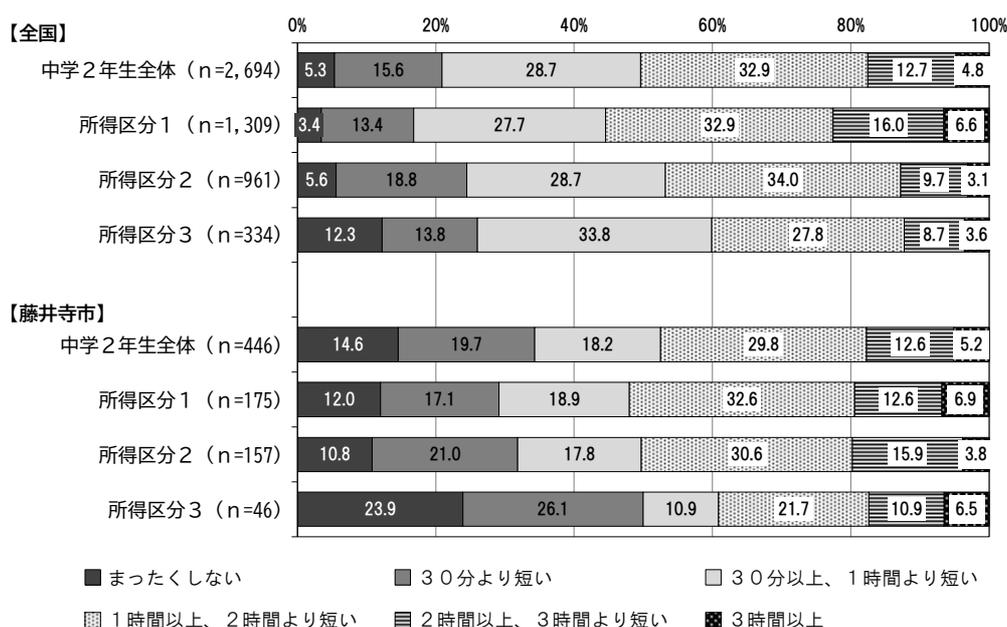
単位：%

学年	区分	サンプル数	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	おうちの人に教えてもらう	ともだちと勉強する	その他
小学5年生	全体	483	58.6	36.0	3.7	0.6	0.0	44.9	23.8	8.1
	所得区分1	218	60.6	42.7	3.2	0.5	0.0	48.6	26.1	7.8
	所得区分2	164	60.4	32.9	3.0	0.0	0.0	47.0	26.8	10.4
	所得区分3	41	58.5	22.0	9.8	0.0	0.0	29.3	14.6	4.9
中学2年生	全体	455	67.0	51.9	7.3	1.8	0.0	21.1	26.6	3.1
	所得区分1	198	68.2	61.1	6.1	1.0	0.0	24.2	26.8	3.5
	所得区分2	145	66.9	49.0	4.1	2.1	0.0	17.2	24.8	2.8
	所得区分3	43	58.1	34.9	14.0	4.7	0.0	16.3	32.6	0.0

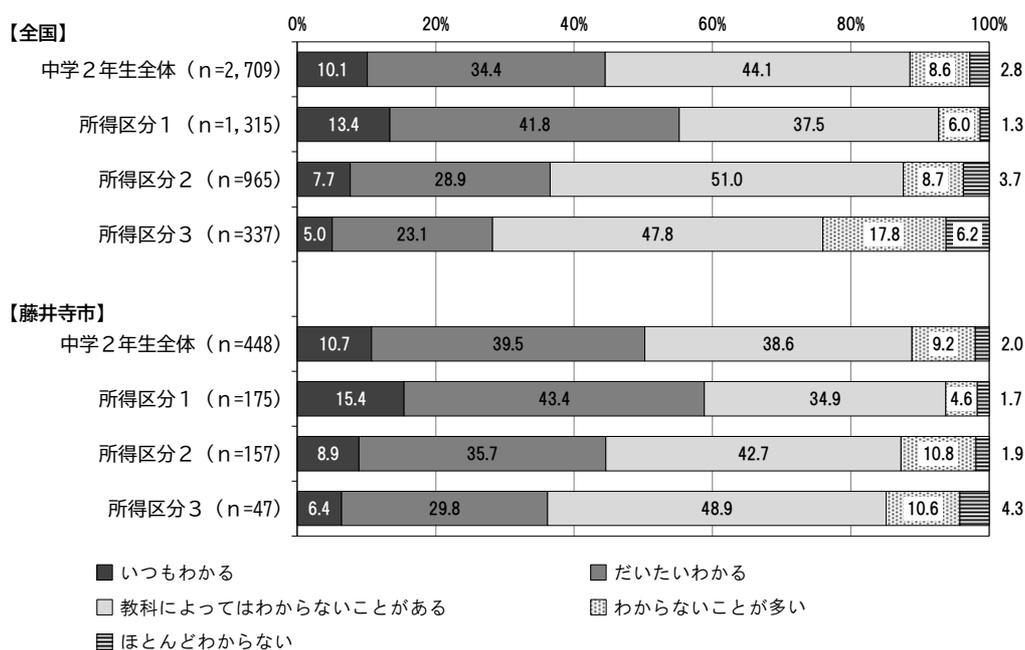
学年	区分	サンプル数	学校の授業以外で勉強はしない	不明・無回答
小学5年生	全体	483	11.2	3.7
	所得区分1	218	8.3	3.2
	所得区分2	164	9.1	1.8
	所得区分3	41	22.0	7.3
中学2年生	全体	455	7.3	2.0
	所得区分1	198	5.1	2.0
	所得区分2	145	5.5	2.1
	所得区分3	43	18.6	4.7

■ 図 5-4：平日の授業以外の学習時間の全国調査との比較（中2子ども）



※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

■ 図 5-5：学校の授業の理解度の全国調査との比較（中2子ども）



※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

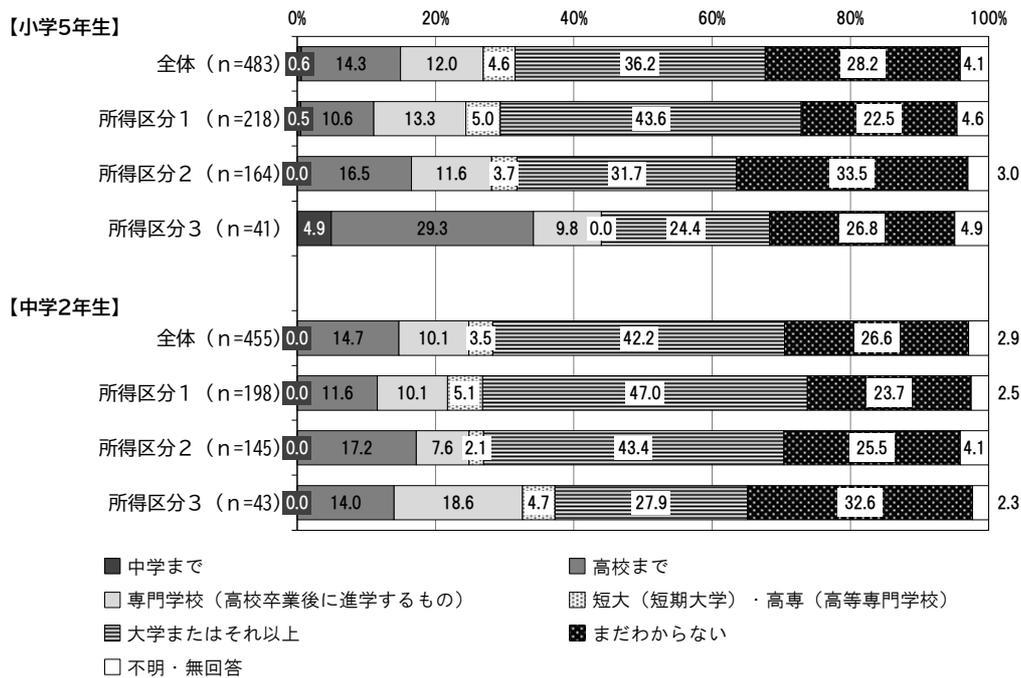
## ⑥進学について

◇子どもの進学希望も、保護者の進学予想も、所得が低い区分ほど「高校まで」または「専門学校まで」が多く、「大学またはそれ以上」が少ない傾向。【図 6-1～6-2】

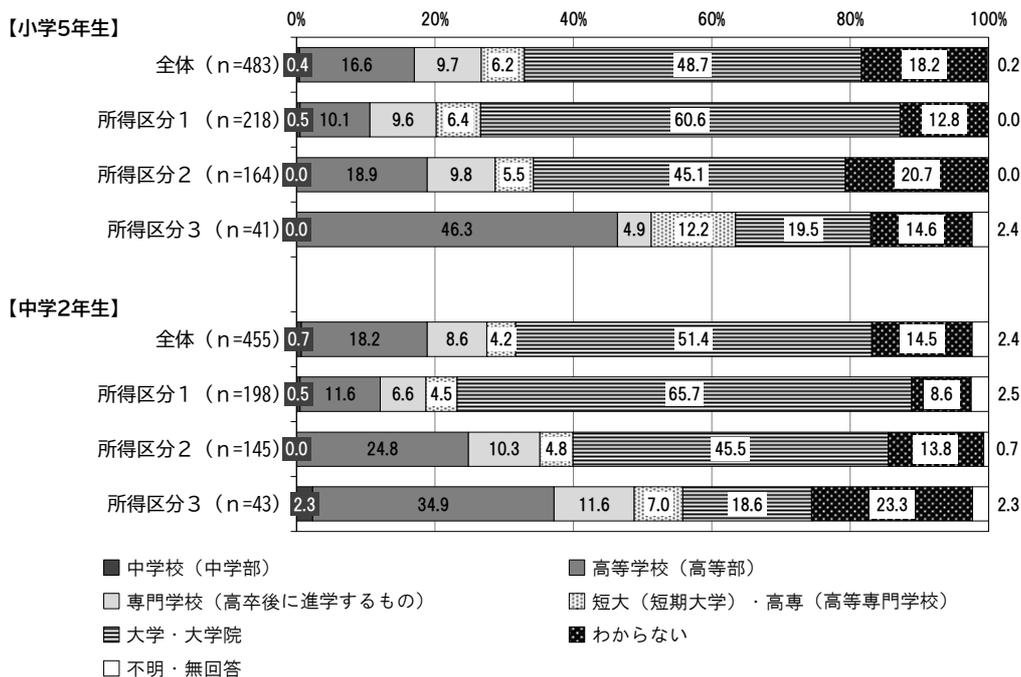
◇子どもの進学希望について、経済的に厳しい世帯の子どもほど、自分の希望する学校や職業または成績から考えてというより、保護者や周囲の人がそう言っている、そうしているから、という回答が多い。【図 6-3】

◇全国調査との比較では、中学2年生の進学希望の理由について、所得区分3で「おうちの大人の方がそう言っているから」「まわりの先輩やともだちがそうしているから」が多い。【図 6-4】

■ 図 6-1：進学希望（子ども）



■ 図 6-2：現実的な進学予想（保護者）



■ 図 6-3：進学希望の理由（子ども）

単位：%

		希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	おうちの大人の方がそう言っているから	おにいちゃん・おねえちゃんがそうしているから	まわりの先輩やともだちがそうしているから	家にお金がないと思うから	早く働く必要があるから	その他
小学5年生	全体 (n=327)	55.4	14.7	19.9	4.9	2.4	4.3	2.8	6.4
	所得区分1 (n=159)	58.5	17.6	25.2	4.4	2.5	4.4	3.1	5.0
	所得区分2 (n=104)	55.8	12.5	18.3	5.8	2.9	2.9	1.9	8.7
	所得区分3 (n=28)	39.3	10.7	10.7	7.1	3.6	10.7	3.6	7.1
中学2年生	全体 (n=321)	48.0	19.6	24.6	5.9	6.9	1.6	4.0	5.9
	所得区分1 (n=146)	53.4	22.6	24.0	5.5	8.2	0.0	2.7	4.1
	所得区分2 (n=102)	41.2	20.6	23.5	5.9	4.9	2.9	3.9	8.8
	所得区分3 (n=28)	39.3	7.1	39.3	10.7	14.3	7.1	7.1	7.1

		特に理由はない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=327)	17.4	1.8
	所得区分1 (n=159)	13.2	1.9
	所得区分2 (n=104)	16.3	1.9
	所得区分3 (n=28)	32.1	0.0
中学2年生	全体 (n=321)	22.4	1.2
	所得区分1 (n=146)	17.8	2.1
	所得区分2 (n=102)	24.5	1.0
	所得区分3 (n=28)	21.4	0.0

■ 図 6-4：進学希望の理由の全国調査との比較（中2子ども）

単位：%

		希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	おうちの大人の方がそう言っているから	おにいちゃん・おねえちゃんがそうしているから	まわりの先輩やともだちがそうしているから	家にお金がないと思うから	早く働く必要があるから	その他	特に理由はない
全国	中学2年生全体 (n=2,172)	54.6	19.1	18.7	6.0	5.8	3.3	4.2	9.0	17.3
	所得区分1 (n=1,305)	47.0	16.7	17.3	5.4	5.9	1.2	2.5	7.7	13.8
	所得区分2 (n=958)	42.3	14.9	13.7	3.8	3.7	2.8	3.0	6.4	13.3
	所得区分3 (n=333)	36.0	13.8	9.9	5.1	2.4	8.1	7.8	7.8	17.1
藤井寺市	中学2年生全体 (n=317)	48.6	19.9	24.9	6.0	6.9	1.6	4.1	6.0	22.7
	所得区分1 (n=130)	54.6	25.4	24.6	6.2	8.5	0.0	3.1	3.8	16.9
	所得区分2 (n=111)	43.2	18.0	24.3	5.4	5.4	2.7	3.6	9.0	25.2
	所得区分3 (n=31)	38.7	9.7	35.5	9.7	12.9	6.5	6.5	6.5	22.6

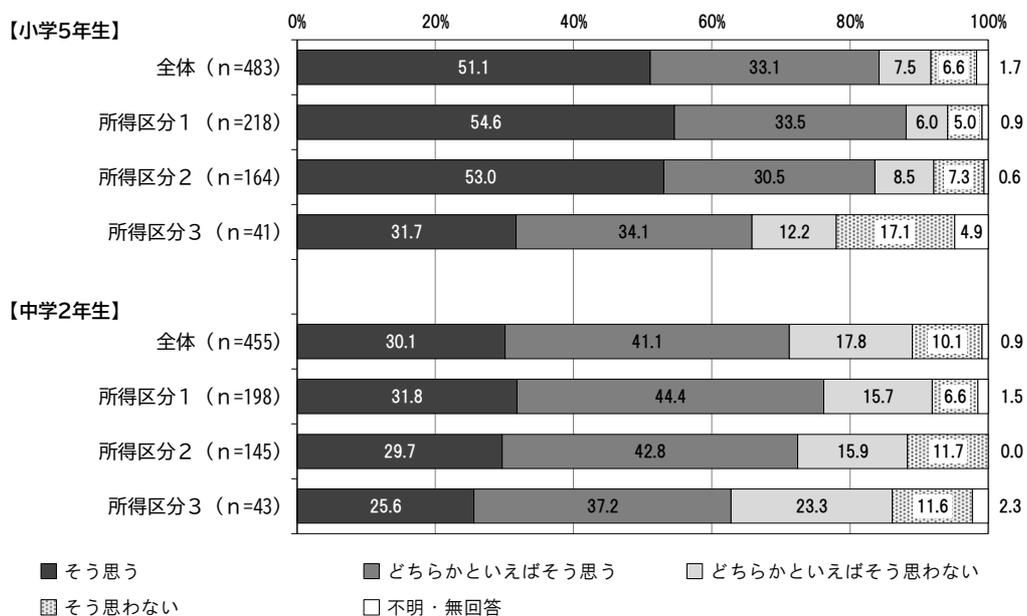
※「おうちの大人の方がそう言っているから」「おにいちゃん・おねえちゃんがそうしているから」は全国調査ではそれぞれ「親がそう言っているから」「兄・姉がそうしているから」。

※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

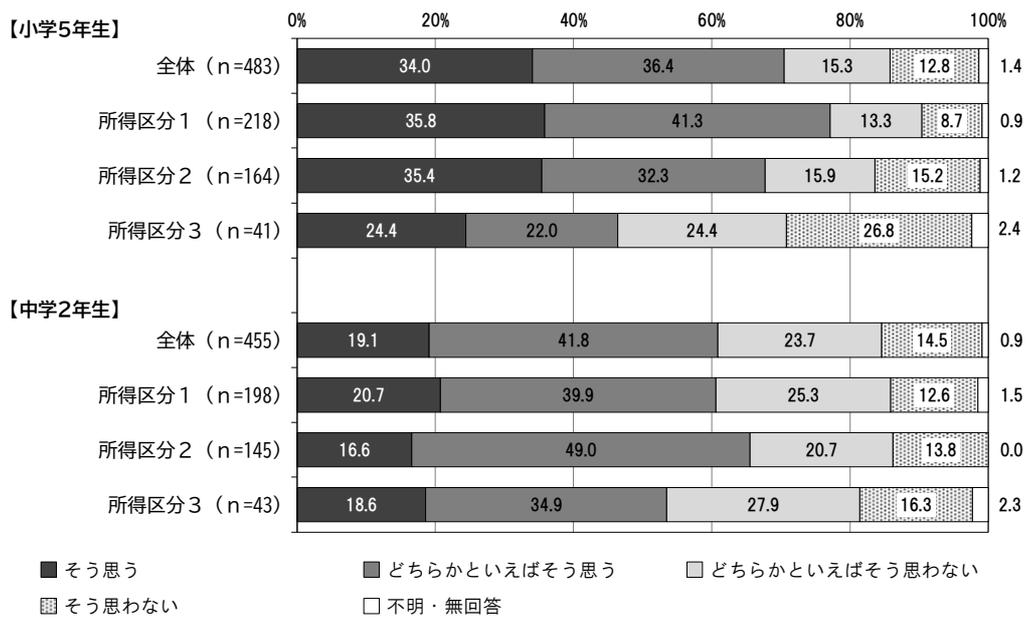
## ⑦子どもの内面について

- ◇特に小学5年生では「自分に自信がある」「自分には良いところがある」「自分のことが好きだ」「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」といった自尊感情に関わる項目で、所得が低い区分ほど否定的な回答が多い。【図 7-1～7-4】
- ◇中学2年生では、「自分の将来の夢や目標を持っている」「将来のためにも、今、頑張りたいと思う」「将来、働きたいと思う」といった将来展望に関わる項目で、所得が低い区分ほど「そう思う」がやや少ない傾向がある。【図 7-5～7-7】
- ◇いやなことや悩んでいることの相談相手について、経済的に厳しい世帯の子どもは「学校のともだち」という回答がやや少なく、「自分は友だちから好かれている」「友だちと会うのは楽しい」についても否定的な回答がやや多くなっており、友人関係においても孤立しやすい状況に置かれている可能性がある。【図 7-8～7-10】

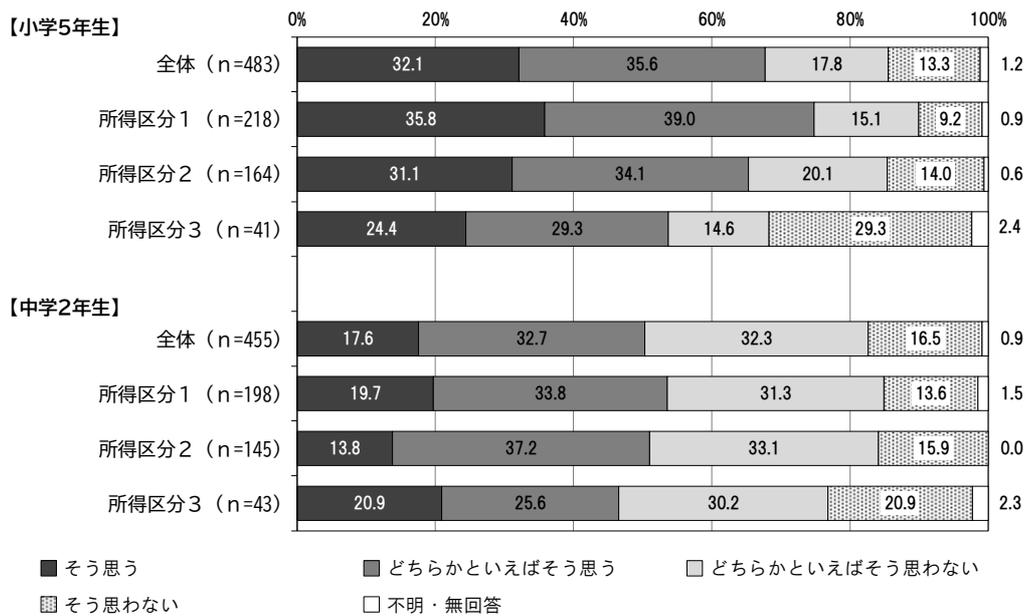
■ 図 7-1：自分には良いところがある（子ども）



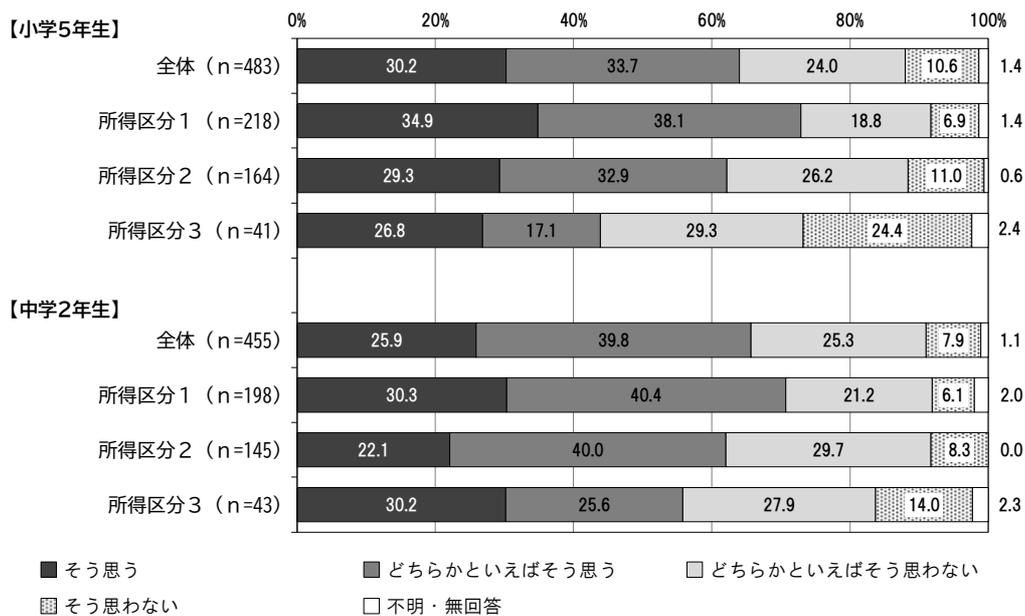
■ 図 7-2：自分のことが好きだ（子ども）



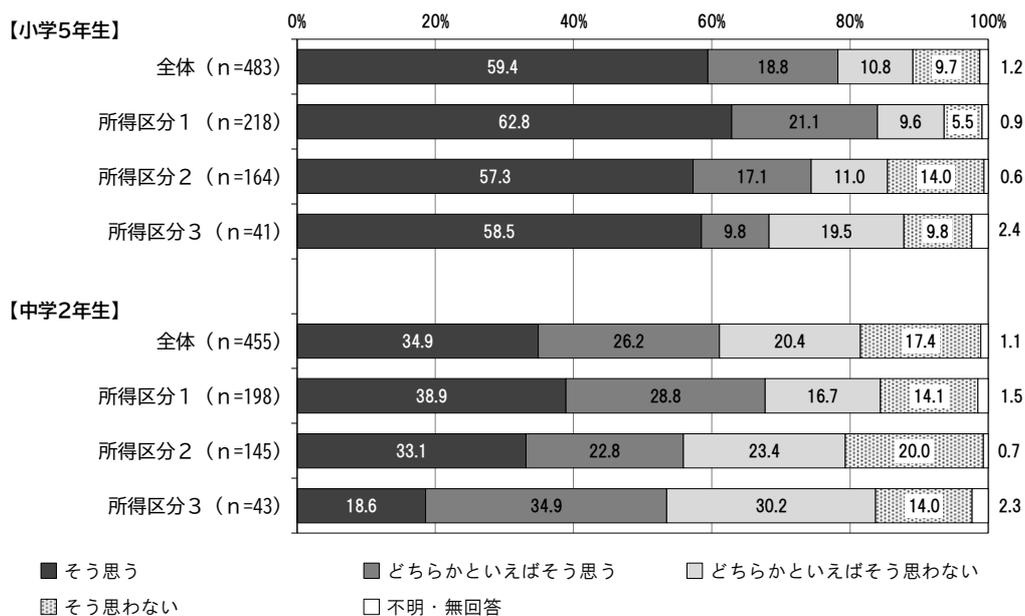
■ 図 7-3：自分に自信がある（子ども）



■ 図 7-4：自分の考えをはっきり相手に伝えることができる（子ども）



■ 図 7-5：自分の将来の夢や目標を持っている（子ども）



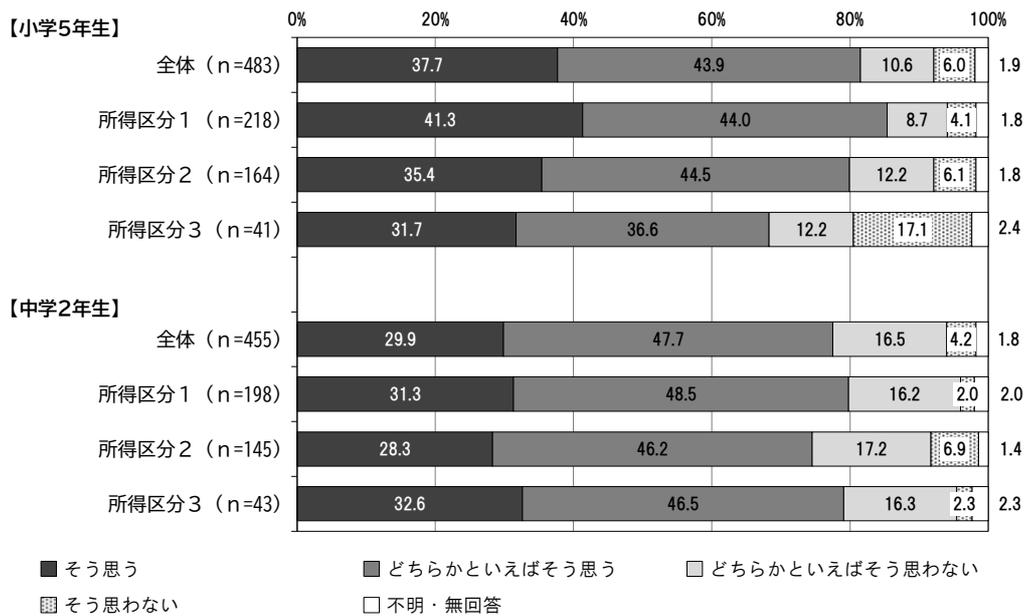


■ 図 7-8：いやなことや悩んでいることがあるとき誰に相談するか（子ども）

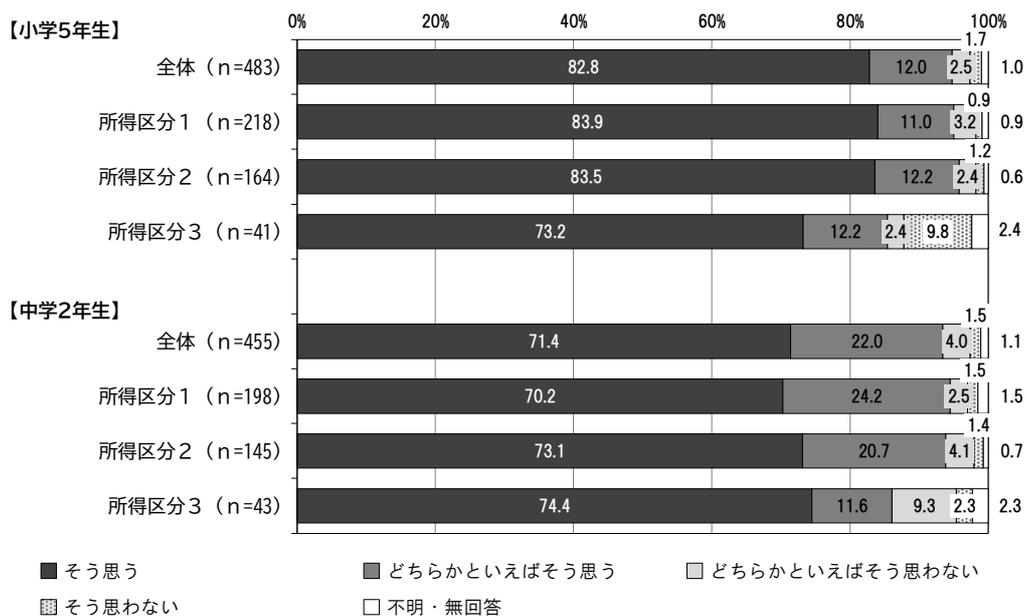
単位：％

		お母さん・お父さん	きょうだい	おじいちゃん・おばあちゃん	おじさん・おばさん	いとこ	学校のともだち	塾や習いごとのともだち	その他のともだち	担任の先生や他のクラスの先生
小学5年生	全体 (n=483)	72.3	20.9	17.6	3.3	5.6	54.5	8.9	4.1	36.6
	所得区分1 (n=218)	72.9	22.5	18.3	5.0	7.3	58.3	11.9	5.0	40.8
	所得区分2 (n=164)	72.0	20.1	14.6	1.8	5.5	56.7	4.9	3.7	35.4
	所得区分3 (n=41)	75.6	4.9	22.0	0.0	2.4	39.0	4.9	2.4	29.3
中学2年生	全体 (n=455)	52.1	17.6	8.8	1.5	3.5	55.4	5.3	7.3	22.0
	所得区分1 (n=198)	59.1	17.7	10.1	1.0	4.0	56.6	7.1	8.6	22.7
	所得区分2 (n=145)	48.3	16.6	8.3	1.4	1.4	56.6	4.1	6.2	17.2
	所得区分3 (n=43)	44.2	18.6	4.7	2.3	11.6	46.5	2.3	4.7	39.5
		保健室の先生	クラブ活動の先生	スクールカウンセラー	塾や習いごとの先生	放課後児童会など学童保育の先生(指導員)	子ども専用の電話相談	インターネットやサイトなどを通じて知りあった直接会ったことのない人	近所の人	地域の支援団体(学習支援の場や子ども食堂など地域で同じ年ごろの子どもが集まるところの人)
小学5年生	全体 (n=483)	3.9	0.4	2.5	3.9	1.0	0.8	0.2	2.1	0.0
	所得区分1 (n=218)	5.5	0.5	3.2	3.7	0.9	0.5	0.0	2.3	0.0
	所得区分2 (n=164)	1.2	0.0	0.6	3.7	1.2	1.2	0.0	1.2	0.0
	所得区分3 (n=41)	7.3	0.0	2.4	2.4	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0
中学2年生	全体 (n=455)	1.5	3.7	2.9	3.1	0.2	0.0	2.9	0.2	0.0
	所得区分1 (n=198)	1.5	2.0	2.5	3.5	0.0	0.0	3.0	0.5	0.0
	所得区分2 (n=145)	1.4	4.1	2.8	2.8	0.7	0.0	1.4	0.0	0.0
	所得区分3 (n=43)	0.0	9.3	2.3	4.7	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0
		その他の人	だれにも相談できない	だれにも相談したくない	わからない	不明・無回答				
小学5年生	全体 (n=483)	0.8	2.3	5.4	4.8	3.3				
	所得区分1 (n=218)	0.5	1.4	5.0	5.5	4.1				
	所得区分2 (n=164)	0.6	2.4	5.5	2.4	1.8				
	所得区分3 (n=41)	4.9	4.9	12.2	7.3	0.0				
中学2年生	全体 (n=455)	0.9	4.8	9.0	13.2	1.1				
	所得区分1 (n=198)	0.5	4.0	6.6	11.6	1.5				
	所得区分2 (n=145)	2.1	5.5	9.7	15.2	0.0				
	所得区分3 (n=43)	0.0	9.3	9.3	11.6	2.3				

■ 図 7-9：自分はともだちから好かれている（子ども）



■ 図 7-10：ともだちと会うのは楽しい（子ども）



⑧ヤングケアラーについて

◇いずれの学年も1割前後が、家の手伝いなどのために、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならぬと感じる内容を回答している。【図8-1】

◇手伝いや仕事の頻度については、「ほとんど毎日」が最も多く、家庭の経済状況による差はあまり見られない。【図8-2】

■図8-1：家の手伝いなどのために、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならぬと感じる内容（子ども）

単位：%

		お年寄りや障害のある家族・親せきの介護や介助（着替え・食事・お風呂・外出の手助けなど）	小さいきょうだいの身の回りのお世話（着替え（おむつ交換）・食事・お風呂のお世話、一緒に留守番など）	買い物、食事の準備と片付け、掃除、洗濯などの家事	日本語が十分に話せない家族の通訳	家族の仕事の手伝い（家で仕事をす家族の手伝いや、家でしているお店の手伝いなど）	その他のお世話や仕事	それほど大変な手伝いや仕事はしていない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=483)	0.0	3.7	6.6	0.2	4.8	1.7	79.1	7.5
	所得区分1 (n=218)	0.0	4.6	7.8	0.5	4.1	1.8	80.3	6.4
	所得区分2 (n=164)	0.0	3.0	6.1	0.0	3.0	1.8	81.7	6.1
	所得区分3 (n=41)	0.0	4.9	4.9	0.0	7.3	2.4	58.5	22.0
中学2年生	全体 (n=455)	0.4	2.6	6.6	0.0	2.4	0.4	82.2	7.9
	所得区分1 (n=198)	0.0	3.0	3.5	0.0	1.0	0.5	85.9	7.1
	所得区分2 (n=145)	0.7	2.8	9.7	0.0	4.1	0.7	77.9	9.0
	所得区分3 (n=43)	2.3	4.7	11.6	0.0	2.3	0.0	76.7	9.3

■図8-2：手伝いや仕事を合計でどのくらいやっているか（子ども）

単位：%

		ほとんど毎日	週に4～5回	週に2～3回	週に1回程度	月に1～2回	月に1回より少ない	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=65)	35.4	7.7	20.0	15.4	7.7	3.1	10.8
	所得区分1 (n=29)	20.7	3.4	31.0	17.2	17.2	6.9	3.4
	所得区分2 (n=20)	55.0	5.0	10.0	10.0	0.0	0.0	20.0
	所得区分3 (n=8)	37.5	12.5	12.5	25.0	0.0	0.0	12.5
中学2年生	全体 (n=45)	55.6	11.1	17.8	6.7	4.4	2.2	2.2
	所得区分1 (n=14)	71.4	7.1	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0
	所得区分2 (n=19)	52.6	10.5	26.3	0.0	0.0	5.3	5.3
	所得区分3 (n=6)	16.7	33.3	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0

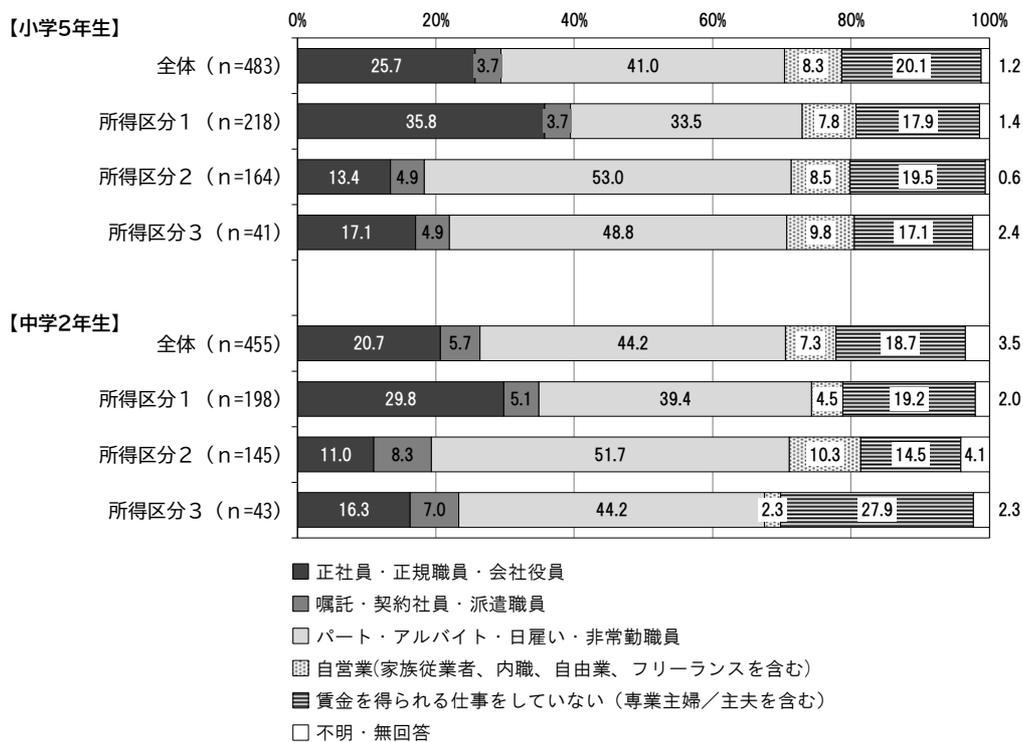
⑨保護者の就労について

◇母親の就労状況では、「正社員・正規職員・会社役員」は所得区分1で多く、中学2年生の所得区分3では「賃金を得られる仕事をしていない」がやや多い。【図9-1】

◇母親の賃金を得られる仕事をしていない主な理由については、所得が低い区分ほど「子育てを優先したため」が少なく、中学2年生の所得区分3では「自分の病気や障害のため」が最も多い。【図9-2】

◇経済的に厳しい世帯では、平日日中以外の勤務を行っていることが多く子どものケアの不足につながっていることがうかがえる。【図9-3】

■ 図9-1：母親の就労状況（保護者）



■ 図9-2：母親の賃金を得られる仕事をしていない理由（保護者）

単位：%

学年	所得区分	現在求職中または希望する仕事がないため	子育てを優先したため	家族の介護・介助のため	自分の病気や障害のため	通学しているため	その他の理由	不明・無回答
小学5年生	全体 (n=97)	11.3	66.0	5.2	5.2	0.0	8.2	4.1
	所得区分1 (n=39)	15.4	74.4	0.0	2.6	0.0	2.6	5.1
	所得区分2 (n=32)	9.4	59.4	6.3	6.3	0.0	15.6	3.1
	所得区分3 (n=7)	14.3	42.9	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0
中学2年生	全体 (n=85)	18.8	50.6	7.1	8.2	0.0	9.4	5.9
	所得区分1 (n=38)	10.5	60.5	7.9	2.6	0.0	13.2	5.3
	所得区分2 (n=21)	19.0	47.6	9.5	4.8	0.0	9.5	9.5
	所得区分3 (n=12)	33.3	8.3	8.3	41.7	0.0	0.0	8.3

■ 図 9-3：賃金を得られる仕事をしている母親の平日日中以外の勤務の有無（保護者）

単位：％

		早朝（5～8時）	18～20時の勤務	20～22時の勤務	深夜勤務（22時～5時）	土曜出勤	日曜・祝日出勤	平日の日中以外の勤務はない	不明・無回答
小学5年生	全体（n=380）	6.1	17.4	6.6	4.7	40.5	18.2	47.1	5.0
	所得区分1（n=176）	8.0	18.8	7.4	4.5	39.8	19.3	47.2	4.0
	所得区分2（n=131）	3.8	16.0	3.8	2.3	36.6	15.3	55.0	3.8
	所得区分3（n=33）	6.1	24.2	12.1	15.2	54.5	30.3	21.2	12.1
中学2年生	全体（n=354）	7.6	20.9	8.8	5.1	37.6	18.6	49.4	4.5
	所得区分1（n=156）	6.4	26.3	9.0	3.8	30.1	12.2	50.0	4.5
	所得区分2（n=118）	5.9	12.7	5.9	3.4	39.0	22.0	54.2	4.2
	所得区分3（n=30）	16.7	33.3	16.7	16.7	56.7	30.0	33.3	6.7

## ⑩保護者の孤立について

◇経済的に厳しい世帯では、保護者を支えたり手伝ってくれる人や、相談ごとで頼れる人が「いる」と回答する割合がやや低く、保護者が孤立しがちな傾向があることがうかがえる。

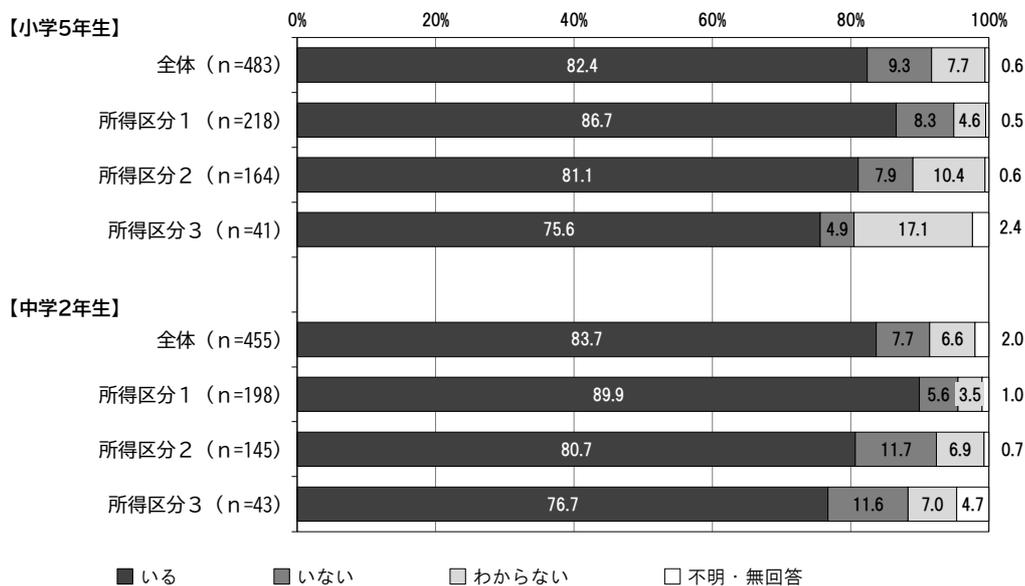
【図 10-1～10-4】

◇頼りにできる相手については、家族・親族や友人・知人が多く、公的な機関等の回答は少ない。

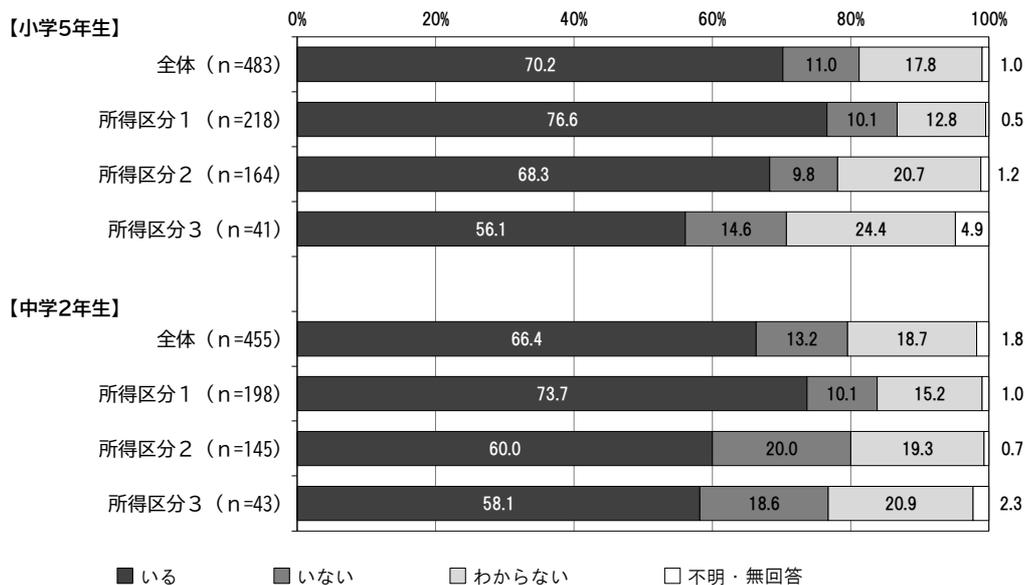
【図 10-5】

◆団体・支援者調査では、様々な場面で保護者の悩みを聞く中で、問題の把握や支援につながる事例が複数報告されており、信頼関係の構築の重要性の一方で、保護者自身が支援を必要としなかったり拒んだりするといった支援につなぐことの難しさが指摘された。【図 10-6】

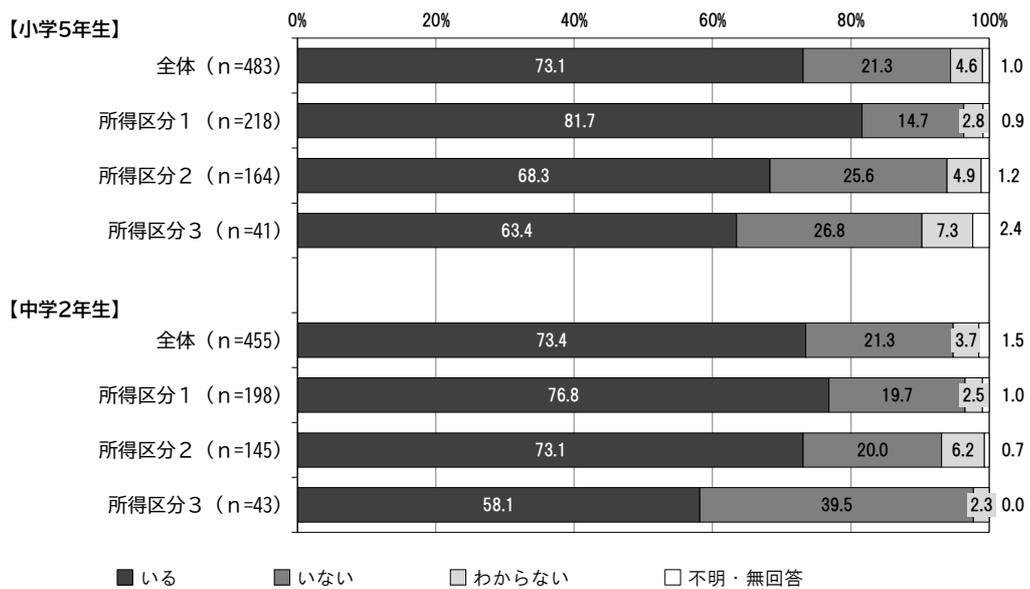
■ 図 10-1：趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人（保護者）



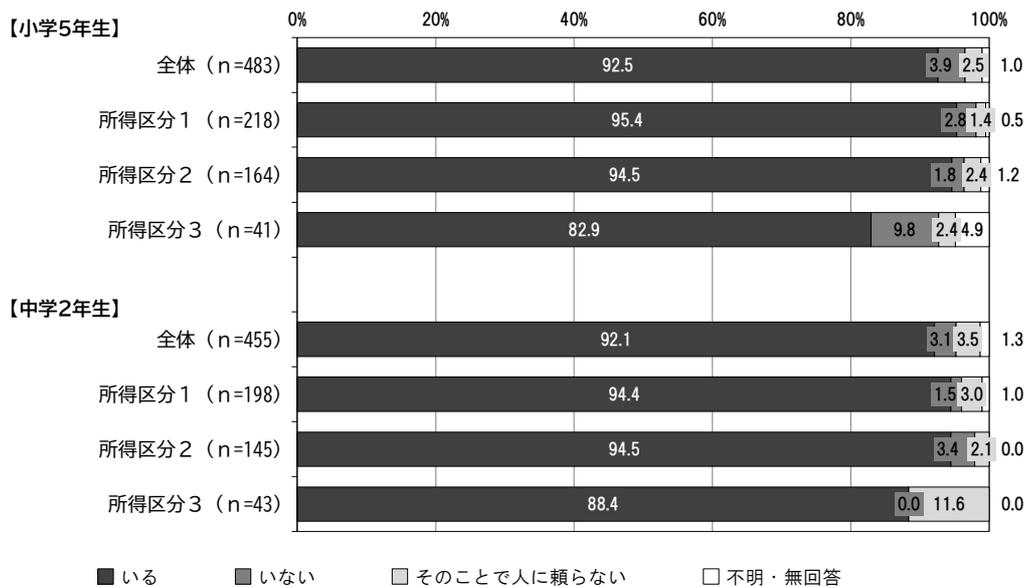
■ 図 10-2：子どもの学びや遊びをゆたかにする情報を教えてくれる人（運動や文化活動）（保護者）



■ 図 10-3：子どもの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人（保護者）



■ 図 10-4：重要な事柄の相談で頼れる人（保護者）



■ 図 10-5：重要な事柄の相談で頼れる人はだれか（保護者）

単位：％

		家族・親族	友人・知人	近所の人	職場の人	学校・保育施設などの先生	相談・支援機関や福祉の人	民生委員児童委員・主任児童委員	その他	不明・無回答
小学5年生	全体（n=447）	95.5	40.5	1.8	9.6	4.7	1.6	0.0	0.0	0.2
	所得区分1（n=208）	96.6	43.8	2.4	12.0	7.7	1.4	0.0	0.0	0.0
	所得区分2（n=155）	95.5	37.4	1.3	9.0	3.2	0.6	0.0	0.0	0.6
	所得区分3（n=34）	91.2	47.1	0.0	8.8	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0
中学2年生	全体（n=419）	93.3	39.9	2.1	8.4	3.8	1.2	0.0	0.5	0.2
	所得区分1（n=187）	94.7	42.2	3.7	7.5	2.7	0.0	0.0	0.5	0.5
	所得区分2（n=137）	94.2	37.2	0.7	7.3	3.6	1.5	0.0	0.7	0.0
	所得区分3（n=38）	84.2	31.6	2.6	15.8	7.9	2.6	0.0	0.0	0.0

■ 図 10-6：団体・支援者調査における問題の把握や支援につながった事例や支援の課題

回答者	回答内容（自由記述）
SSW	保護者との継続した援助関係を結ぶこと。複数回の面接を通して、保護者に制度やサービスに関する情報提供をしながら、信頼関係が築けたうえで、役所等への同行支援を行ったこと。
保育施設	園を訪問してもらい、保護者と面談してもらったことにより、先の支援機関につながる事ができた。
学校	児童・保護者の悩み・相談に対してのハードルを下げ、どんな相談に対しても何かしらの動きを見せる（関係諸機関との連携含む）ことが大切と考える。子育て支援課や子ども家庭センターなどと学校とが連動したケースでは、致命的な家庭の崩壊を回避できている。 保護者が関係機関に入られることを嫌がる。早急に動いて欲しいが、関係機関の動きがあまり早くしてもらえない。関係機関へ情報提供しても、学校から聞かないと関係機関からの情報提供がないことがある。関係機関の担当者が忙しく、直接連絡がとれないことがある。
SC	小中学校の場合は子どもの貧困は保護者の課題でもある。保護者が行政を信頼してくれるようにならないと、支援は届けられない。保護者の反貧困教育も重要だと思う。
相談支援	こちらが聞き取りをしている状況では、かなり困窮しているように見受けられるケースでも、本人自身はあまり危機感を持っていないケースが多い。
保健師	こちらがサポート必要と思っても、相手が必要を感じていない場合、電話がつかまらない。訪問しても不在という状態が続き、支援につなげる事が難しい。

## ⑪子どもの医療について

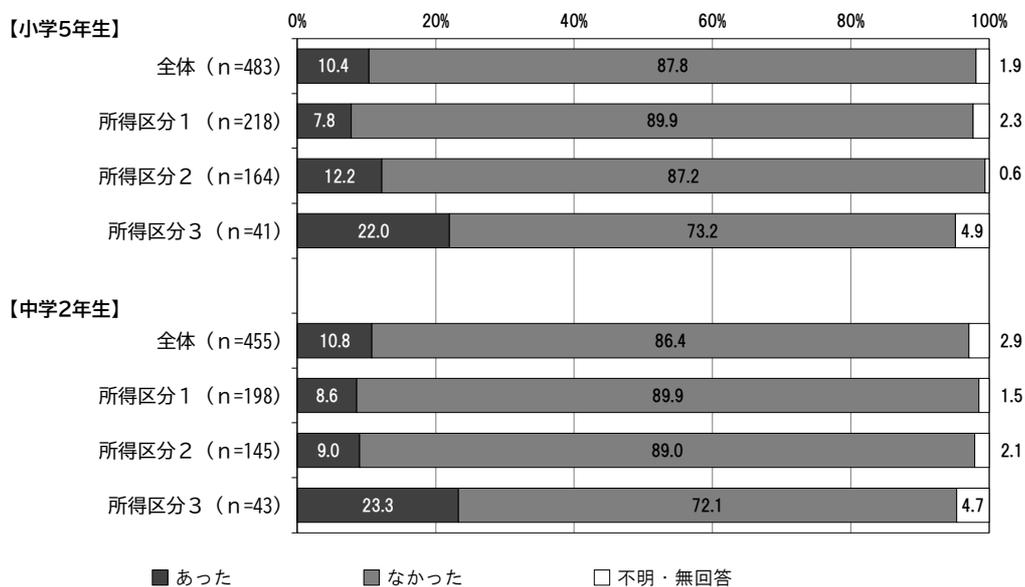
◇経済的に厳しい世帯では、子どもを医療機関を受診させた方がよいと思ったのに受診しなかった経験を有する保護者が多い。【図 11-1】

◇受診させなかった理由については、「感染症の影響」「時間がなかった」という回答が多く、「医療費の支払いが不安であった」は少ない。【図 11-2】

◇経済的に厳しい世帯では、子どもに治療していないむし歯があると回答する保護者の割合が高い。【図 11-3】

◇保護者については、精神的に厳しい状況にあるほど、不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことや、医療機関で子どもを受診させなかったことの割合が高くなっている。【図 11-4】

■ 図 11-1：過去1年の間に、子どもを受診させたほうがよいと思ったのに、受診しなかったこと（保護者）

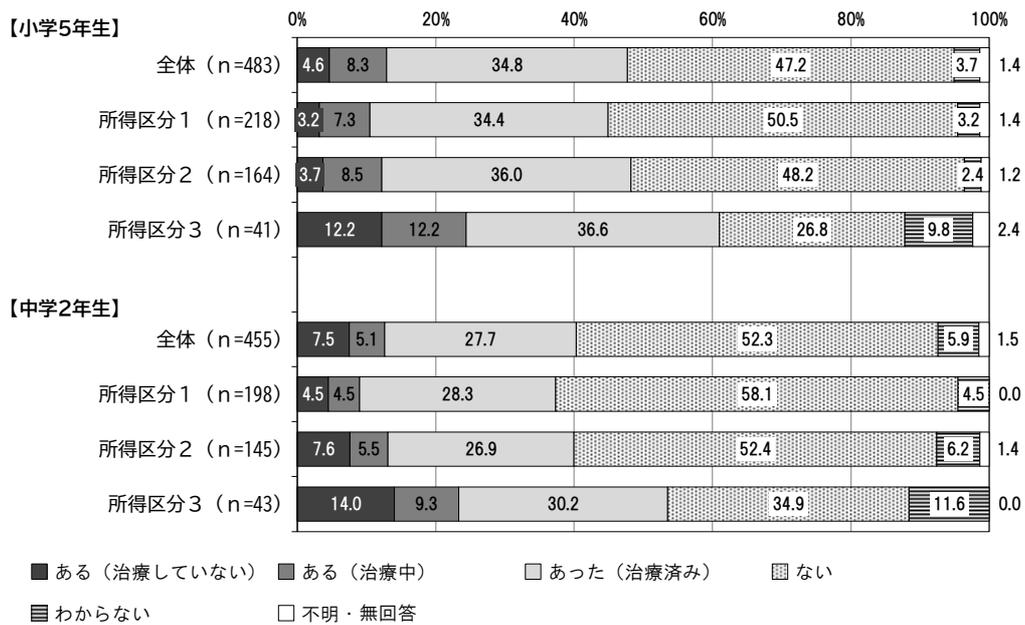


■ 図 11-2：病院や診療所などの医療機関を受診しなかった理由（保護者）

単位：%

学年	区分	人数 (n)	医療機関に連れて行く時間がなかったから	医療機関までの距離が遠く、連れて行けなかったから	子ども本人が受診しなかったから	医療費の支払いが不安であったから	自分の健康状態が悪かったから	新型コロナウイルス感染症の影響で、外出や医療機関への受診を控えたから	その他	不明・無回答
			小学5年生	全体 (n=50)	40.0	10.0	22.0	8.0	6.0	52.0
小学5年生	所得区分1 (n=17)	41.2	0.0	17.6	5.9	0.0	35.3	11.8	11.8	
	所得区分2 (n=20)	40.0	5.0	20.0	15.0	10.0	70.0	5.0	5.0	
	所得区分3 (n=9)	44.4	44.4	33.3	0.0	11.1	44.4	0.0	11.1	
	全体 (n=49)	32.7	8.2	30.6	12.2	6.1	42.9	8.2	0.0	
中学2年生	所得区分1 (n=17)	41.2	5.9	23.5	0.0	0.0	47.1	5.9	0.0	
	所得区分2 (n=13)	15.4	7.7	53.8	23.1	7.7	53.8	0.0	0.0	
	所得区分3 (n=10)	20.0	0.0	30.0	20.0	20.0	40.0	10.0	0.0	

■ 図 11-3：子どものむし歯の有無（保護者）



■ 図 11-4：保護者の精神的健康状態と子どもとの関わり

単位：%

		不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと					受診したほうがよいと思ったのにしなかったこと			
		n	よくある	ときどきある	ほとんどない	ない	わからない	n	あった	なかった
所得区分1	K6得点4点以下	272	1.8	16.9	80.1	0.7	0.4	270	5.9	94.1
	K6得点5～9点	83	9.6	45.8	41.0	2.4	1.2	81	11.1	88.9
	K6得点10～12点	32	28.1	43.8	28.1	0.0	0.0	32	15.6	84.4
	K6得点13点以上	22	27.3	54.5	18.2	0.0	0.0	22	18.2	81.8
所得区分2	K6得点4点以下	178	0.6	22.5	72.5	1.7	2.8	177	5.1	94.9
	K6得点5～9点	63	15.9	52.4	30.2	1.6	0.0	63	12.7	87.3
	K6得点10～12点	33	30.3	51.5	18.2	0.0	0.0	33	24.2	75.8
	K6得点13点以上	29	62.1	27.6	10.3	0.0	0.0	29	24.1	75.9
所得区分3	K6得点4点以下	31	9.7	25.8	64.5	0.0	0.0	29	6.9	93.1
	K6得点5～9点	16	6.3	43.8	43.8	6.3	0.0	16	18.8	81.3
	K6得点10～12点	11	18.2	36.4	45.5	0.0	0.0	11	36.4	63.6
	K6得点13点以上	22	40.9	45.5	13.6	0.0	0.0	21	42.9	57.1

※ K6得点は、うつ病・不安障害等の精神疾患のスクリーニングを目的として、開発された尺度。保護者調査に含まれる「神経過敏に感じた」「絶望的だと感じた」等の6つの項目について、「全くない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点）で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされています。

⑫支援制度の利用と認知について

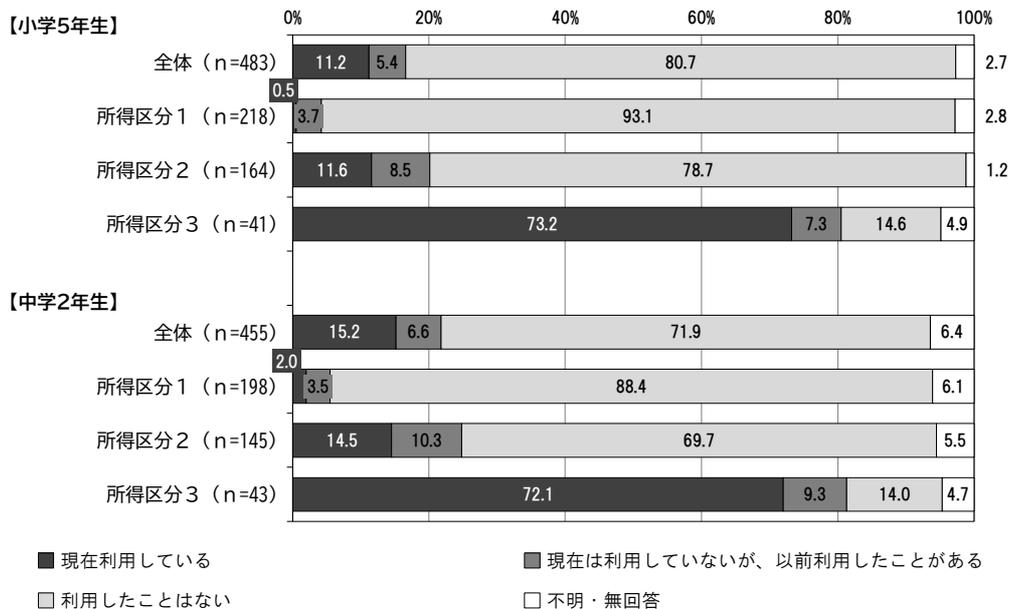
◇就学援助については、所得区分3の7割以上が現在利用していると回答しており、全国調査との比較においても利用率は高くなっている。本来対象となっている世帯の多くに支援が届いている状況だと考えられる。【図12-1、12-3】

◇就学援助を利用していない理由として、小学5年生の経済的に厳しい世帯においては「手続きがわからなかったり、利用しにくいから」という回答がやや多くなっている。【図12-2】

◇ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業、子ども食堂・地域食堂などについては、経済的に厳しい世帯ほど「知らない」という回答が多くなっており、様々な子育て支援についての情報が、それを必要としている世帯ほど伝わっていない状況にある。【図12-4～12-6】

◆団体・支援者調査において、支援のための手続きの問題や、確実に支援につなげる上では、関係機関の連携体制が必要であると指摘されている。【図12-7】

■ 図12-1：就学援助の利用状況（保護者）

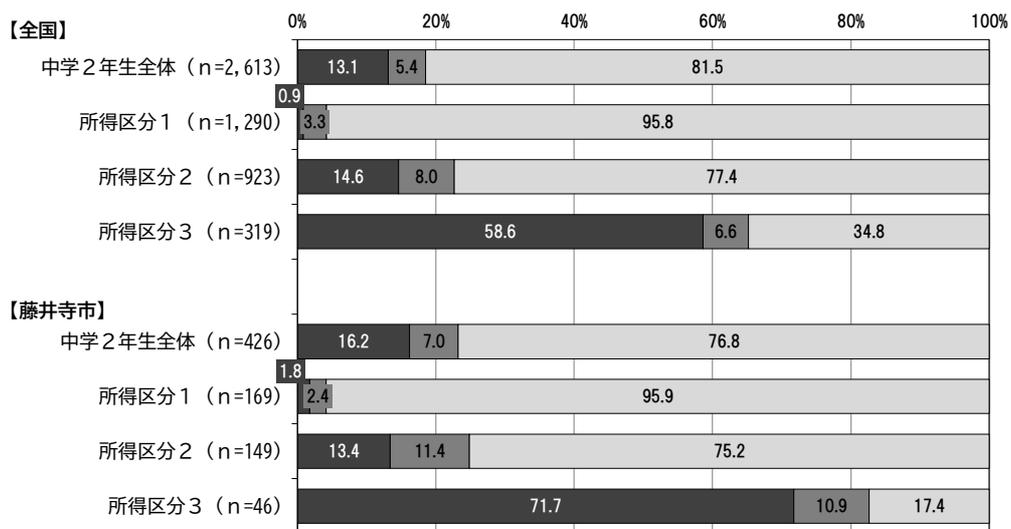


■ 図12-2：就学援助を利用したことがない理由（保護者）

単位：%

学年	所得区分	利用条件を満たさな いと思うから	利用した と思わ なかつた から	手続きが 分からな かつた り、利用 しにくい から	今までこの 支援制度を 知らなかつた から	その他	不明・無 回答
小学5年生	全体 (n=390)	78.2	8.7	2.1	2.3	0.3	8.5
	所得区分1 (n=203)	84.7	5.9	0.5	2.0	0.0	6.9
	所得区分2 (n=129)	72.1	9.3	2.3	2.3	0.8	13.2
	所得区分3 (n=6)	33.3	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0
中学2年生	全体 (n=327)	76.1	7.0	1.8	2.1	0.6	12.2
	所得区分1 (n=175)	78.3	6.3	0.0	1.7	0.6	13.1
	所得区分2 (n=101)	77.2	8.9	1.0	2.0	0.0	10.9
	所得区分3 (n=6)	66.7	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0

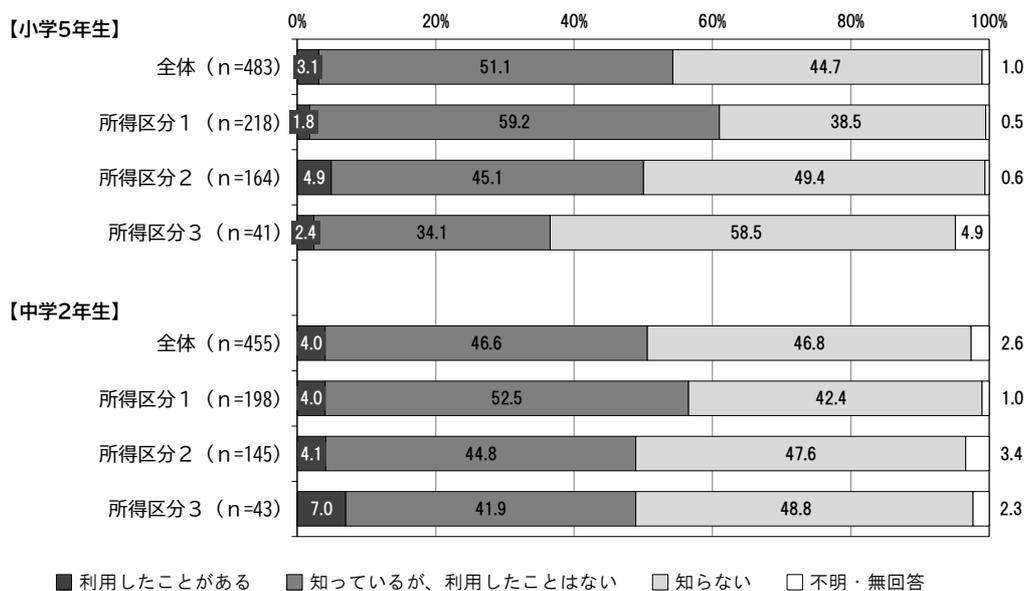
■ 図 12-3：就学援助の利用状況の全国調査との比較（中2保護者）



■ 現在利用している ■ 現在は利用していないが、以前利用したことがある □ 利用したことはない

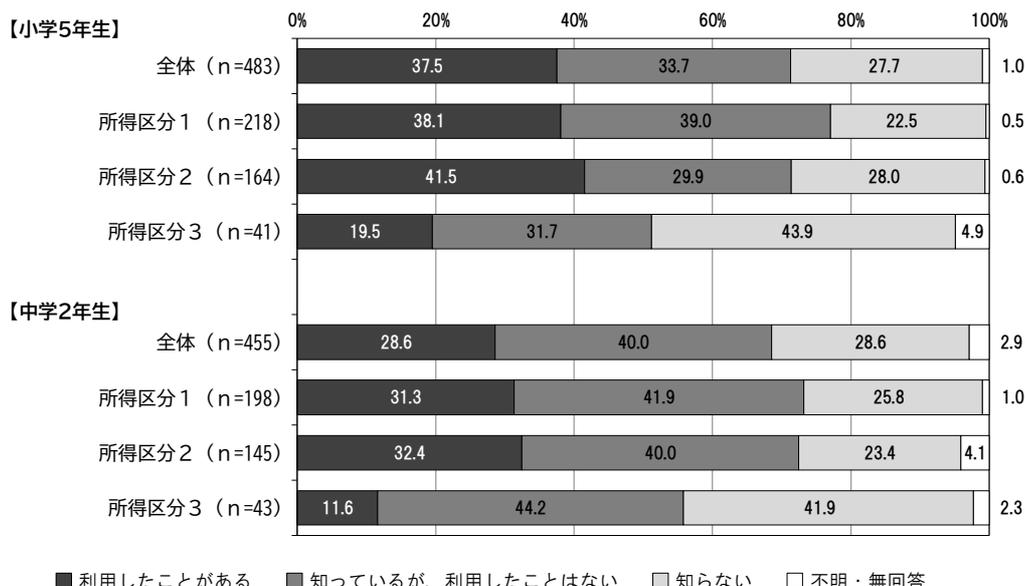
※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

■ 図 12-4：ファミリー・サポート・センター事業の利用と認知について（保護者）



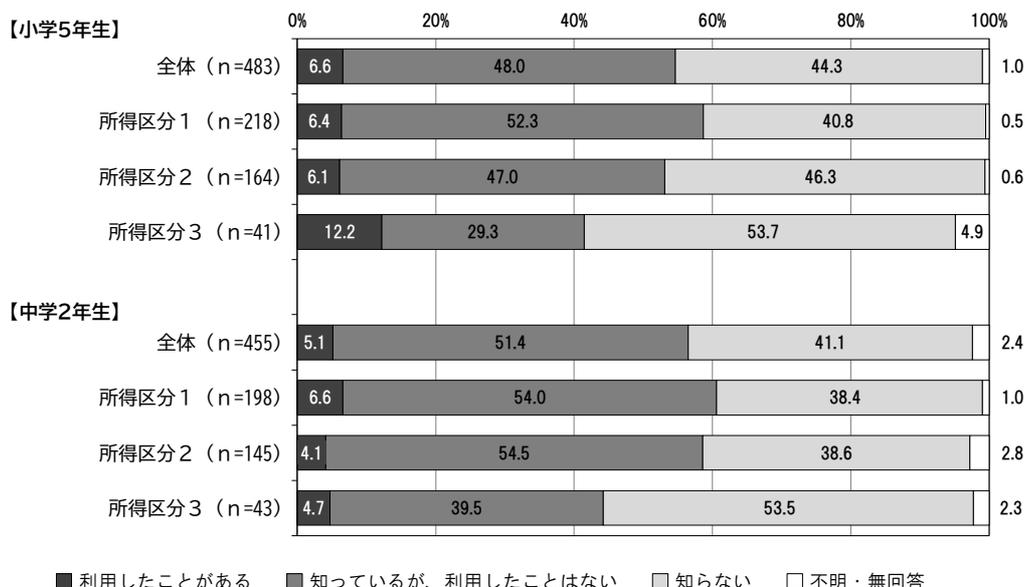
■ 利用したことがある ■ 知っているが、利用したことはない □ 知らない □ 不明・無回答

■ 図 12-5：地域子育て支援拠点事業の利用と認知について（保護者）



■ 利用したことがある ■ 知っているが、利用したことはない □ 知らない □ 不明・無回答

■ 図 12-6：子ども食堂・地域食堂などの利用と認知について（保護者）



■ 利用したことがある ■ 知っているが、利用したことはない □ 知らない □ 不明・無回答

■ 図 12-7：団体・支援者調査における支援に必要なことや関係機関の連携体制について

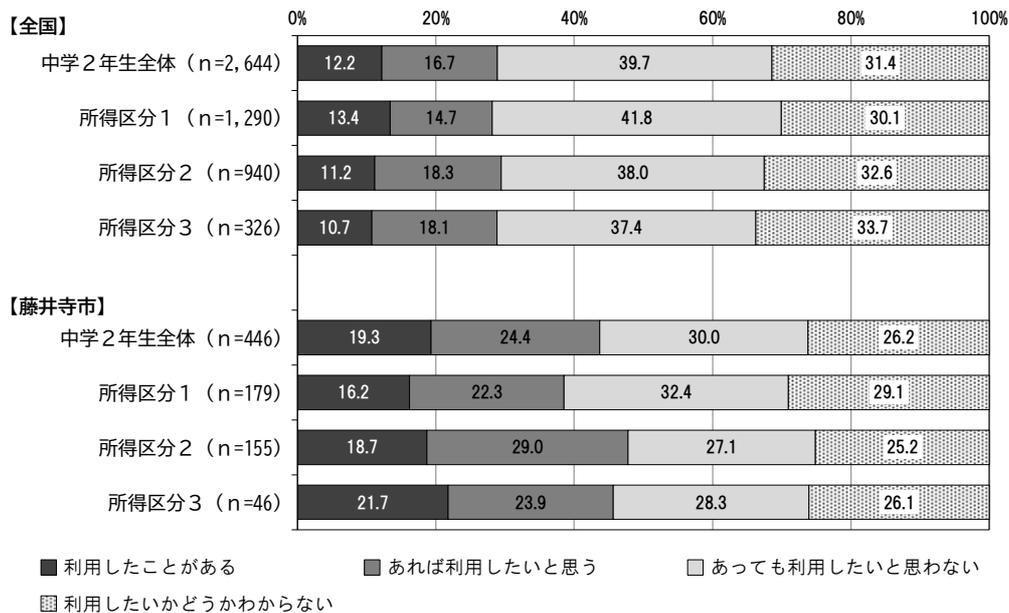
回答者	回答内容（自由記述）
学校	経済的に厳しい状況にある家庭に安定した経済的支援が必要であり、その事務手続きの簡略化および様々な方法を用いての周知が必要である。
	学校単独では、家庭の課題（金銭的なものを含めて）に対して、一定程度は関われたとしても、本質的な部分にまで踏み込むことはできない。関係諸機関との連携の中で、予防という観点から協働体制作りが必須である。
	児童・保護者の悩み・課題に対して、子育て支援課と学校が協働して、長期的なスパンで家庭を支えていく体制作り。（関係諸機関同士の仕事内容を知る機会の提供・合同ケース会議の開催・課題の早期発見及び即応体制作りなど）
保健師	わかりやすい情報をわかりやすく発信、周知することが必要である。
	経済的な支援があればいいのではなく、問題は複雑。家族関係の問題も含めて解決が困難な場合も多い。多機関での協力、情報共有、見守りが必要。

### ⑬支援のニーズについて

◇「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」や「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」について、全国調査との比較で「利用したことがある」「あれば利用したいと思う」が多い。【図 13-1～13-2】

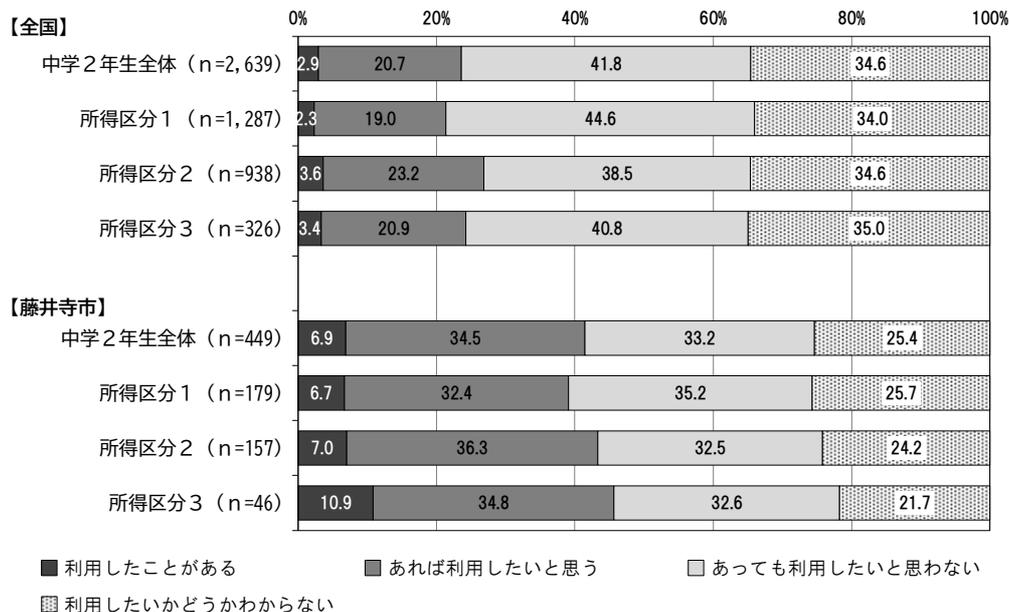
◇経済的に厳しい世帯ほど「安い家賃で住める住居」「生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）」「読み書き計算などの基本的な学習への支援」といったより基礎的なニーズが高く、所得の高い世帯ほど「自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供」「会社などでの職場体験などの機会の提供」といった家庭だけでは提供できない体験等のニーズが高い。【図 13-3】

■ 図 13-1：平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用経験・希望の全国調査との比較（中2子ども）



※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

■ 図 13-2：夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）利用経験・希望の全国調査との比較（中2子ども）



※全国調査は中学2年生のみのため、中学2年生の無回答を除いたデータを比較。所得区分は全国調査の区分線を適用しているため、他のグラフと区分別の件数が異なります。

■ 図 13-3：現在または将来的に、どのような子育て支援があるとよいと思うか（保護者）

単位：％

		保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	安い家賃で住める住居	生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）	進路や生活などについてなんでも相談できる場所	自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供	地域における子どもの居場所の提供（子ども食堂、地域食堂なども含む）	読み書き計算などの基本的な学習への支援	進学や資格を取るための発展的な学習の支援	会社などでの職場体験などの機会の提供
小学5年生	全体（n=483）	45.3	27.3	48.0	31.9	50.1	38.7	32.3	48.4	36.6
	所得区分1（n=218）	50.9	16.5	37.6	32.1	57.3	43.6	33.9	46.8	41.3
	所得区分2（n=164）	37.8	29.9	54.9	29.9	44.5	32.3	26.8	49.4	31.1
	所得区分3（n=41）	46.3	61.0	78.0	39.0	39.0	46.3	43.9	56.1	34.1
中学2年生	全体（n=455）	34.7	27.5	48.4	29.0	32.7	30.5	22.6	50.1	37.8
	所得区分1（n=198）	42.4	22.7	42.9	29.8	37.4	34.8	19.7	47.0	40.4
	所得区分2（n=145）	28.3	24.1	50.3	22.8	31.7	22.8	23.4	48.3	36.6
	所得区分3（n=43）	30.2	48.8	60.5	46.5	18.6	39.5	32.6	58.1	32.6
		仕事に就けるようになるための就労に関する支援	進学や就職についての情報の提供	特になし	その他	不明・無回答				
小学5年生	全体（n=483）	28.0	42.2	3.5	4.1	1.2				
	所得区分1（n=218）	28.0	45.4	2.8	6.0	0.5				
	所得区分2（n=164）	24.4	43.3	3.0	1.2	2.4				
	所得区分3（n=41）	36.6	34.1	0.0	0.0	2.4				
中学2年生	全体（n=455）	27.3	42.9	5.3	4.8	2.4				
	所得区分1（n=198）	24.2	38.9	5.1	6.1	2.0				
	所得区分2（n=145）	24.8	48.3	6.9	4.1	0.7				
	所得区分3（n=43）	39.5	46.5	2.3	4.7	0.0				

## (5) 実態調査から見た本市の課題

### ①子育て世帯の経済状況について

経済的に厳しい世帯においてはひとり親の割合が非常に高く、既存のひとり親世帯への支援では、ひとり親世帯の経済的困難を支援するには十分ではない可能性があります。また、一部には生活必需品等が購入困難であったり、ライフライン関連費用の未払い経験があるなどといった経済的に厳しい状況で子育てをしている家庭が存在していることにも留意が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響についても、より厳しい状況にある世帯で深刻な影響が出ている可能性があり、適切な支援につなげるための取組が必要となります。

### ②子どもの教育・進学について

学習・進学の格差は、将来的な職業や収入にも影響し、貧困の連鎖を招くものであることから、家庭の状況による学習・経験の格差を補う取組が求められます。

教育や進学に関する費用だけでなく、習い事や旅行などの多様な体験のための費用等、家庭の経済状況が子どもの学習環境や経験、将来展望を左右する要因となっている現状を踏まえ、学習環境の充実や多様な体験の機会の提供が求められます。

また、経済的な格差だけではなく、身近な人間関係も子どもの将来展望に影響を与えていることから、子どもの経験や視野を広げるためのアプローチを検討する必要があります。

### ③子どもの日常生活について

家庭の経済状況の格差が、生活習慣や友人関係、内面等、子どもの生活の幅広い領域に影響を与えていることが示されており、養育環境の確保だけでなく、経済的に厳しい状況にあっても、子どもが自尊感情を保ち、将来に展望が持てるような働きかけが課題となります。

また、保護者自身が複合的な課題を抱えている場合や、家庭の課題を十分認識できていない場合もあり、子どもへの支援だけでなく、家庭・保護者への支援も必要となります。

### ④保護者の就労・生活の状況について

男女の賃金格差や子育てによるキャリアの途切れ等が、特に母子世帯において不利になりやすい社会状況にあることを踏まえ、生活の安定のための就労の支援や、子育てしやすい就労環境を確保するための取組が求められます。

経済的に厳しい世帯の保護者が孤立しがちな状況にあることを踏まえ、学校・就学前施設等の多くの子どもと関わる機関が問題に気づき、適切に対応できるための体制づくりや、公的な支援や相談窓口について一層の周知をしていくことなど、孤立を防ぎ支援につなげるための取組が必要です。

## ⑤支援制度・支援のニーズについて

---

経済的に厳しい世帯ほど、支援制度や事業などの情報を得られていない状況であるため、支援が必要な家庭が適切な情報を入手できるよう、引き続き広報周知の方法を検討するとともに、手続き面で改善の余地があるかについても検討する必要があります。

より多くの子どもに接する学校や就学前施設と、福祉分野等の行政部局や民間を含めた様々な福祉・子育て支援に関わる団体・機関との連携・情報共有が可能な体制を確保し、適切な支援につなげるための取組が課題となります。

経済的困難な状況においては、保護者自身が課題を十分認識できていなかったり、支援を積極的に受けようとしなないことが少なくないことも指摘されており、適切な信頼関係の構築や、アプローチしやすい人・機関から支援につなげるための取組の工夫が求められます。

## 3. 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念及び基本方針

#### ①基本理念

#### 貧困の連鎖を断ち切り、子ども達が将来に希望を持つことができるまちの実現

実態調査において示された課題を踏まえた本市の子どもの貧困対策の推進において、「貧困の連鎖を断ち切り、子ども達が将来に希望を持つことができるまちの実現」を基本理念とし、各種の施策の推進に取り組みます。

#### ②基本方針

基本理念の達成を目指すため、施策の分野を問わず、全ての施策に共通する基本的な考え方及び取組の方向性を示すものとして、3つの基本方針を設定します。

##### 基本方針1 貧困の連鎖の断ち切り

貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが自分の将来に夢や希望を持ち、自分らしく生きられるまちづくりを目指します。

教育や進学の方格差だけでなく、子どもの自尊感情や多様な経験の有無、身近な人間関係が与える影響など、様々な要因が絡み合い貧困の連鎖が生まれています。これを断ち切るためには、教育に関する支援だけでなく、子どもの将来展望や視点を広げられるような文化的な体験の機会の提供等も重要であるため、様々な分野からの支援を提供します。

##### 基本方針2 切れ目のない支援

親の妊娠・出産から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を進めます。

困難を抱える家庭をいち早く発見し、各家庭の状況に合った支援を提供できるよう関係機関との連携を強化します。また、困難を抱える家庭ほど孤立しがちである状況を鑑み、子育て中に保護者が孤立感を感じず安心感を持って子育てに取り組むことができるよう、行政だけでなく地域で支え合う体制を構築します。

### 基本方針3

### 適切な情報の提供

様々な困難により支援が届かない、または届きにくい子どもや家庭があることを踏まえ、必要な支援を確実に届けられるような配慮・調整を図ります。

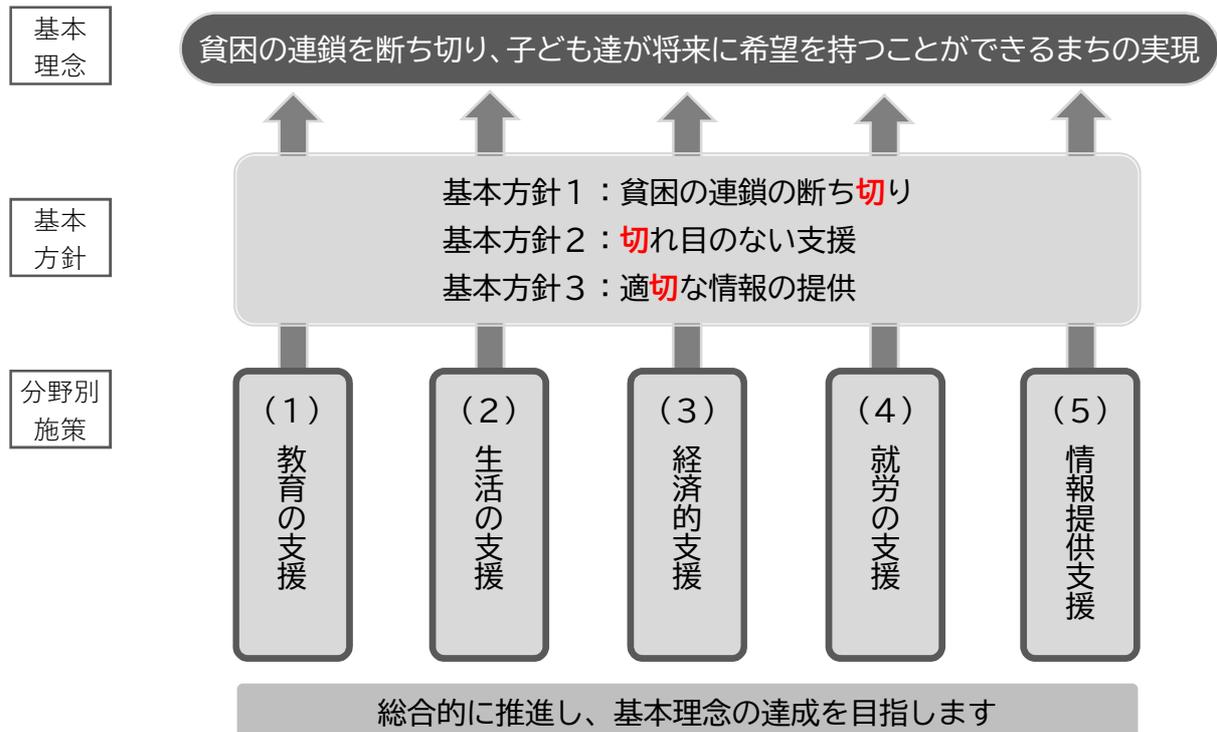
支援が必要な家庭に必要な情報が届くよう、広報周知の方法を検討するとともに、手続き面でもできるだけ利用者にとって負担の少ない方法を検討します。また、支援を必要とする家庭への情報提供だけでなく、困難を抱える家庭に一番近い存在の支援者や関係機関に向けても情報提供を行います。

## (2) 推進する施策の分野

実態調査で見た本市が抱える課題に取り組むためには、様々な分野での支援が必要です。国の「子供の貧困対策に関する大綱」との整合を図りつつ、継続的に取り組む事業を以下の5つの分野に分類し、効果的かつ総合的に子どもの貧困対策を推進します。

- ◆教育の支援：子どもの教育・進学・体験等に関する支援
- ◆生活の支援：子育てや子どもの生活に関する支援
- ◆経済的支援：子育て世帯や子ども・保護者を対象とした経済的支援
- ◆就労の支援：保護者の就労に対する支援
- ◆情報提供支援：支援制度や事業等に関する情報提供の支援

### ■本計画の体系



## 4. 分野別の取組

### (1) 教育の支援

#### ◆施策の推進における課題

家庭の経済状況と、子どもの教育環境や学習・体験の機会、将来展望が様々な面で関連していることが示されており、貧困の連鎖を断ち切るためには、教育分野における取組は重要です。全ての子どもにとっての教育環境の充実や、家庭環境の格差を補う学習・体験の機会の提供、将来に向けて子どもの視野や体験の幅を広げるアプローチ等が課題となります。

#### ◆施策の方向性

全ての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず自分らしい進路を選択できるよう、安心して学ぶことのできる環境づくりや学習支援、多様な体験・経験の機会の提供等を行い、教育と福祉の連携による支援の充実を図ります。

#### ◆主な施策

※主な施策は子どもの貧困対策を目的とした事業に限定するのではなく、教育や子育て支援に関する施策の中から、子どもの貧困対策としても有効だと考えられるものを幅広く記載しています。

事業名	概要	担当部局
幼児教育の無償化	3歳から5歳児の幼稚園保育料を無償化する。	保育幼稚園課
スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒が抱える問題に対して、福祉の観点から、支援を行うスクールソーシャルワーカーを各小・中学校へ派遣する。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを各小・中学校に配置し、児童・生徒やその保護者、教職員に対して、カウンセリング等による支援を行う。	学校教育課
教育相談・テレフォン教育相談	小学生から高校生までの子どもと保護者を対象に、教育相談員が不登校・いじめ・発達など、教育に関する悩みの相談を実施する。	学校教育課
放課後「ゆめ」教室	中学校で地域人材による「学習アドバイザー」を活用し、放課後の学習支援を行い、学力向上と学習習慣の定着を図る。	学校教育課
適応指導教室事業	不登校傾向にある小中学生に対して、その子にふさわしいプログラムに基づいて教育・支援の活動を行う。	学校教育課

事業名	概要	担当部局
学力向上推進支援事業	市内全ての小・中学校において、市独自で学力向上に取り組む。	学校教育課
就学援助事業	経済的な理由によって就学が困難と認められる小中学生の保護者に対して、学用品費の一部や給食費等の必要な援助を行う。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費支給事業	小・中学校の特別支援学級などに在籍している障害のある児童・生徒の保護者に対して、世帯の所得に応じて、学用品費や給食費等の一部を支給する。	教育総務課
藤井寺市高等学校等入学準備金	準要保護の認定を受けている、高等学校等に進学しようとする生徒の保護者に対して、入学に要する費用の一部を支給する。	教育総務課
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の小中学生を対象に無料の学習支援を行い、学習機会の確保や学習習慣の定着を図る。	子育て支援課
生活困窮者自立支援事業（こどもの学習支援事業）	生活困窮世帯及び生活保護世帯の小中学生に対し、教育委員会と連携し学習支援を行う。 ※学校教育課で実施している放課後「ゆめ」教室の一部として実施。	生活支援課
教育コミュニティ推進事業（各小・中学校）	小・中学校の放課後や週末に安全で安心な子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域のボランティアの方々の参画、学校の協力を得て、教育・体験事業を実施する。小学校放課後児童会とも連携する（元気広場）。	生涯学習課
小・中学校における学校給食	小中学生を対象に、給食センターから完全給食を提供する。	学校教育課
スクールフレンド活用事業	子どもたちが、幅広い人とのふれあいを経験できるよう、保育補助を希望する大学生等を幼稚園に派遣する。	保育幼稚園課
社会人等指導者活用事業	幼稚園・保育所において、外部の人材を活用し、多彩な活動を通して子どもの体験の機会を増やす。	保育幼稚園課
キャリア教育の推進	小学5年生を対象に、挫折や苦労を通して自身の夢を実現したり、現在夢に向かって進んでいる人の体験談などを聞くことで、学ぶことへの関心を高め、自ら未来を切り開く力を養うことを目的として、「ゆめ・心のプロジェクトドリーム・プレゼンター学校派遣事業」を実施する。	学校教育課

## (2) 生活の支援

### ◆施策の推進における課題

調査結果では、家庭の経済状況の格差が、子どもの生活の幅広い領域に影響を与えていることが示されています。子どもが基本的な生活習慣を確立でき、必要なケアを受けられる環境づくりに向け、子育て支援・家庭教育支援のさらなる充実や、保護者への支援と子どもへの支援の両面からの取組が課題となります。

### ◆施策の方向性

妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援の充実に取り組みます。保護者の社会的孤立を防ぎ、安心して子育てを行える環境づくりを推進するとともに、子どもの安定した日常生活習慣の確立を図ります。

### ◆主な施策

※主な施策は子どもの貧困対策を目的とした事業に限定するのではなく、教育や子育て支援に関する施策の中から、子どもの貧困対策としても有効だと考えられるものを幅広く記載しています。

事業名	概要	担当部局
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、育児に関する助言や指導等の支援を行う。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月頃までの乳児のいる全ての家庭に対し、看護師・保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、母子保健や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスへとつなげる。	健康課
妊産婦・乳幼児保健指導	妊産婦から乳幼児期を通して、様々な保健指導の機会（母子健康手帳交付、妊産婦健康診査、マタニティ教室、乳幼児健康診査、予防接種、妊産婦・乳幼児訪問、健康相談など）に保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等が健康や育児に関する相談を実施する。	健康課
ふじいでら子育て世代包括支援センター	助産師等が母子健康手帳交付時や出生連絡票提出時等に、妊産婦や保護者に対し、様々な不安や悩みを聞き、妊娠や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、適切なサービスにつなげる。	健康課

事業名	概要	担当部局
母子生活支援施設	18歳未満の児童を養育する母子世帯の母親で、児童の養育が十分にできない状況にある場合に、児童と一緒に入所できる児童福祉施設を確保し、生活・育児の相談を行い、母子の自立を支援する。	子育て支援課
生活保護世帯に対する生活支援等の実施	様々な理由で、収入や資産等が少なく生活が困難な人に対し、国が定める最低限度の生活を保障しながら、自立した生活ができるよう支援する。	生活支援課
生活困窮者自立支援事業（相談支援事業）	生活困窮者を対象に、相談支援を行い、支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。	生活支援課
生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。	生活支援課
子育て短期支援事業	家庭において18歳未満の児童の養育が一時的に困難となった場合や、育児不安や疾患など身体的・精神的負担の軽減が必要な場合等に、児童福祉施設等において一定期間、児童を預かる。	子育て支援課
ひとり親家庭等の相談	ひとり親家庭の生活の安定や自立のための相談、離婚前相談等を行う。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	生後3か月から小学6年生までの児童とその保護者を対象として、地域で子育ての支援を行う人と支援を受けたい人を結び付け、相互援助活動を促進する。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	未就学児とその保護者が気軽に集まって交流や相談等ができる場として市内5カ所に地域子育て支援事業所を設置し、保護者の子育てに対する不安感等の軽減を図る。	子育て支援課
保育所等の保育料	3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料を無償とし、0歳児から2歳児については家庭の所得状況や子どもの数、要保護等の状況に応じて保育料を軽減する。	保育幼稚園課
放課後児童会事業	放課後、保護者が不在となる市立小学校の1～6年生を対象として、各小学校敷地内の教室等で、健全育成のための事業を行う。	生涯学習課
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	離職者または、本人に責のない理由で収入が減少している人のうち、住宅を喪失している、または喪失するおそれのある人を対象に住居費を支給する。	生活支援課

事業名	概要	担当部局
人権相談	人権擁護委員が人権をめぐる問題をはじめ、様々なトラブルなどについて相談に応じ、問題解決のための助言を行う。	協働人権課
人権悩みの相談室	暮らしの中で起こる様々な人権問題や、女性の人権、DV やセクハラなどの暴力に関する悩みや問題などについて専任の相談員が相談支援を行う。	協働人権課
女性相談	夫婦関係や DV、生活苦など女性が抱えるあらゆる悩みや問題などについて女性相談員が相談支援を行う。	協働人権課
障害者等相談	障害のある人やその家族等を対象に生活上の悩みや福祉サービス利用に関する相談支援を行う。	福祉総務課
障害児・障害者ふれあい支援センター	障害児及び障害者に対し、安全な環境の下、日中活動の場を提供する。創作活動や運動、レクリエーションなどの余暇活動の支援や、障害児・障害者及び家族に対する相談支援、療育支援、年齢や目的にあった発達検査及び知能検査等を実施する。	福祉総務課
家庭児童相談	0 歳～18 歳の子どもについての発達の不安や子育てのこと、家庭のことなど幅広い悩みの相談を実施する。	子育て支援課

### (3) 経済的支援

#### ◆施策の推進における課題

調査においては、就学援助や子どもの医療費助成制度については周知が進んでいることがうかがえる一方で、子育て支援の取組等については経済的に厳しい世帯ほど認知していない状況も示されています。既存の制度や事業を確実に利用できるよう、引き続き丁寧な周知や手続き面での改善・支援に取り組むことや、関係団体・機関が連携して適切な支援につなげるための体制づくりが課題となります。

#### ◆施策の方向性

必要な支援が必要な人に確実に届くよう、制度の周知、手続きの支援、関係機関との情報共有等に取り組みます。金銭的な支援だけでなく、多様な支援施策と連携し、効果的な支援の充実を図ります。

#### ◆主な施策

※主な施策は子どもの貧困対策を目的とした事業に限定するのではなく、教育や子育て支援に関する施策の中から、子どもの貧困対策としても有効だと考えられるものを幅広く記載しています。

事業名	概要	担当部局
特別児童扶養手当	心身に一定の障害を有する 20 歳未満の児童を養育する人に手当を支給する。	子育て支援課
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない 0 歳～18 歳（障害児の場合は 20 歳未満）の児童を養育する人（ひとり親家庭の保護者等）を対象に、手当を支給する。	子育て支援課
児童手当	0 歳～15 歳に達した年度末までの児童を養育する保護者等に手当を支給する。	子育て支援課
生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給世帯の高校生等のアルバイト等の収入のうち、学習塾費等に充てられる費用については、就学のために必要な費用として、収入認定から除外する。	生活支援課
生活保護制度における高等学校等就学費	生活保護受給世帯の子どもが高等学校等に就学する際の学用品費、教材代、授業料、交通費等を支援する。	生活支援課
生活保護制度における進学準備給付金	生活保護世帯の子どもが大学等に進学する際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給する。	生活支援課

事業名	概要	担当部局
子どもの医療費助成事業	0歳から18歳に達した年度末までの子どもの保険診療について、医療機関等で支払う費用から一部自己負担額を除いた額を助成する。	保険年金課
ひとり親家庭等の医療費助成事業	児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親家庭等の18歳に達した年度末までの子どもとその保護者の保険診療について、医療機関等で支払う費用から一部自己負担額を除いた額を助成する。	保険年金課
大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の人の経済的自立を図るため、子どもの進学や親の技術習得などに対して資金の貸し付けを行う。	子育て支援課
ひとり親家庭等無料法律相談事業	ひとり親家庭や離婚を考えている人などを対象に、弁護士による無料相談を行う。	子育て支援課
助産制度	経済的理由で出産費用を負担できない人に対して出産費用を助成する。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業	新制度未移行幼稚園に通う子どもがいる世帯に対し、副食費（おかず・おやつ等）相当額を補助する（所得制限あり）。	保育幼稚園課

## (4) 就労の支援

### ◆施策の推進における課題

経済的に厳しい家庭ほど、保護者の就労が難しい状況にあったり、子育て等に時間をかけにくい状況で就労していることが多くなっています。感染症拡大の影響も、ひとり親世帯など経済的に厳しい状況にある保護者において大きくなっており、それぞれの家庭の経済的安定に向けた支援や、適切な支援の制度・事業につなげるための取組が引き続き課題となります。

### ◆施策の方向性

子育て世帯の生活基盤と経済的な安定を図るとともに、家族がゆとりを持って接する時間を確保できるワーク・ライフ・バランスの充実に向け、国・大阪府・関係機関と連携し、就労支援を推進します。

### ◆主な施策

※主な施策は子どもの貧困対策を目的とした事業に限定するのではなく、教育や子育て支援に関する施策の中から、子どもの貧困対策としても有効だと考えられるものを幅広く記載しています。

事業名	概要	担当部局
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者を対象に、主体的な能力開発の取組を支援し、自立促進を図るために給付金を支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、卒業後には「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の保護者及びその子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の軽減を図り、学び直しを支援する。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当の受給者の自立・就労支援のため、個々の受給者のケースに応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携して就労を支援する。	子育て支援課
地域就労支援事業（地域就労支援センター）	働く意欲がありながら、様々な問題を抱えて就職ができない人（ひとり親家庭の親・若年者・障害者・中高年齢者など）や、働くことに不安のある人などを対象に、就労についての相談事業を行う。	商工労働課

事業名	概要	担当部局
生活困窮者自立支援事業（就労支援事業）	個別の支援を行うことで就労が見込まれる生活困窮者を対象に、就労支援員がハローワークへの同行訪問、履歴書の作成指導、就労後のフォローアップ等の就労支援を行う。	生活支援課
生活保護制度における就労支援事業	早期に適切な就労支援を行うことで、自立した生活ができるよう、就労支援員がハローワークと連携し、様々な就労支援を実施する。	生活支援課
生活保護制度における就労自立給付金	生活保護受給者が就職し、生活保護から脱却した場合に求められる税、社会保険料等の負担を緩和するため、生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を積み立て、保護廃止時に支給する。	生活支援課

## (5) 情報提供支援

### ◆施策の推進における課題

困難を抱える家庭が必要としている支援制度や支援事業についての情報が、困難を抱える家庭だけでなく、一番近い支援者及び関係機関にも浸透していない状況があります。支援制度の担当窓口や相談窓口が随所に点在しているため、支援者や関係機関職員が困難を抱える家庭を発見した際に、つなげる先がわかりにくいことも課題となっています。

### ◆施策の方向性

親族等に頼ることができない家庭や外国にルーツを持つ家庭など、困難を抱える家庭が必要としている情報を取得しやすくなるよう、相談窓口をよりわかりやすく示すことや事業等の周知方法を検討します。また、適切でスムーズな連携が行えるよう、地域にある社会資源を整理し、支援者や関係機関との連携強化に努めます。

### ◆主な施策

※主な施策は子どもの貧困対策を目的とした事業に限定するのではなく、教育や子育て支援に関する施策の中から、子どもの貧困対策としても有効だと考えられるものを幅広く記載しています。

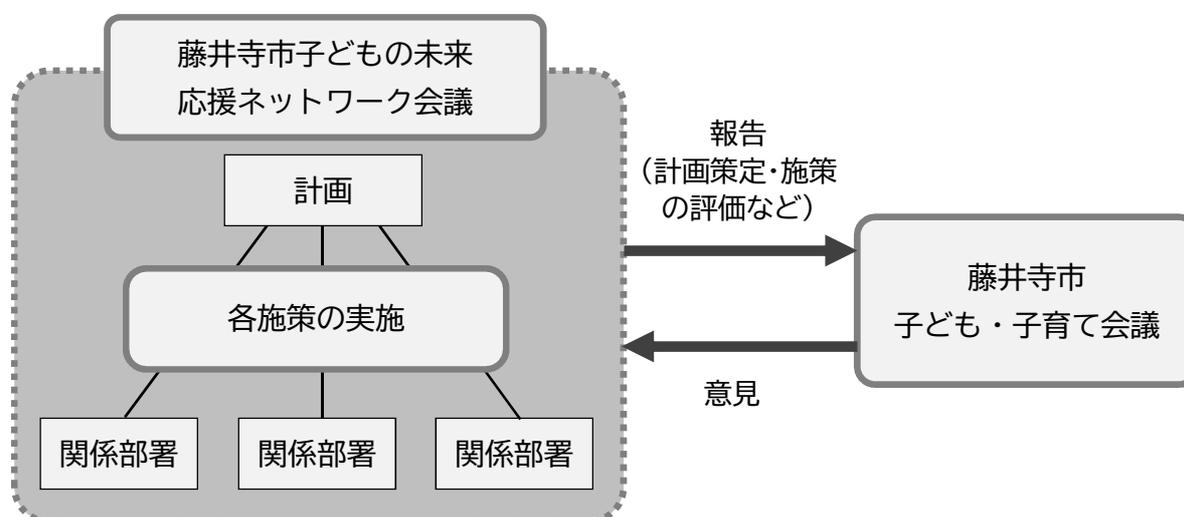
事業名	概要	担当部局
就学援助制度の利用促進	市内小・中学校に在籍する全児童生徒へお知らせを配布。市立小・中学校以外の学校在籍者へ広報・ホームページ等で周知する。	教育総務課
窓口等における手続き支援	窓口等における手続きに際して、継続して申請書類作成等の支援を行う。	全庁関係課
子どもの貧困対策関連事業のわかりやすい情報発信	子どもの貧困対策に関する情報を集約し、支援が必要な人やその支援者向けにわかりやすく情報発信する。	子どもの貧困対策関係課
子どもの未来応援ネットワーク会議	子どもの未来応援ネットワーク会議を設置することで、庁内の連携を強化し、円滑に子どもの貧困対策を推進する。	子どもの貧困対策関係課
人権相談ネットワーク会議	人権相談ネットワーク会議を設置し、人権相談及び支援の充実について、庁内の連携協力体制を確立し、市の組織全体で人権問題を解決できる仕組みづくりを推進する。	人権問題対策関係課

## 5. 計画の推進について

### (1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、教育・福祉・健康・就労等の幅広い分野において課題を共有し、支援の充実を図るための庁内連携体制の確立を図ります。関係部局によって構成される「藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議」を設置し、本計画に基づく事業の実施状況及び課題を共有し、今後の事業の方向性（拡充・縮小・新規事業追加等）について検討し、会議内でとりまとめます。

また、子ども・子育て会議においても計画の進捗状況を報告し、意見聴取を受けて取組の改善を図るとともに、必要に応じて計画の追加・修正を検討します。



### (2) 国の大綱における指標に係る本市の状況

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、4つの施策分野のそれぞれにおいて、施策の実施状況に関する指標を定めています。これらの指標のうち、本市の状況を把握可能なものについて、現状を示すデータとして掲載します。

#### ①教育の支援

指標	国	大阪府	本市
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7% (R3.4)	96.1% (H30.4)	100% (R3 年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.6% (R3.4)	3.8% (H30.4)	3% (R3 年度)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	39.9% (R3.4)	43.8% (H30.4)	40% (R3 年度)

指標	国	大阪府	本市
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	56.9% (R2 年度)	23.4% (H30 年度)	100% (R4 年度)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	61.7% (R2 年度)	23.0% (H30 年度)	100% (R4 年度)
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	86.2% (R2 年度)	100% (H30 年度)	100% (R4 年度)
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	91.8% (R2 年度)	100% (H30 年度)	100% (R4 年度)
就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	81.1% (R3 年度)	72.1% (H29 年度)	周知あり
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	83.7% (R3 年度)	41.9% (H30 年度)	実施有り
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	85.1% (R3 年度)	65.1% (H30 年度)	実施有り

## ②生活の安定に資するための支援

指標	国	大阪府	本市
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）			
電気料金	14.8%	—	6.9%*
ガス料金	17.2%	—	7.8%*
水道料金	13.8%	—	8.6%*
	(H29 年)		(R4 年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験（子どもがある全世帯）			
電気料金	5.3%	—	1.7%*
ガス料金	6.2%	—	1.5%*
水道料金	5.3%	—	3.0%*
	(H29 年)		(R4 年)
食料または衣服が買えない経験（ひとり親世帯）			
食料が買えない経験	34.9%	—	28.0%*
衣服が買えない経験	39.7%	—	35.6%*
	(H29 年)		(R4 年)
食料または衣服が買えない経験（子どもがある全世帯）			
食料が買えない経験	16.9%	—	11.1%*
衣服が買えない経験	20.9%	—	15.3%*
	(H29 年)		(R4 年)

指標	国	大阪府	本市
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）			
重要な事柄の相談	8.9%	—	10.1% <sup>※</sup>
いざという時のお金の援助	25.9%		35.3% <sup>※</sup>
	(H29年)		(R4年)
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）			
重要な事柄の相談	7.2%	—	4.9% <sup>※</sup>
いざという時のお金の援助	20.4%		28.8% <sup>※</sup>
※本市は等価世帯収入第Ⅰ四分位	(H29年)		(R4年)

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

### ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	国	大阪府	本市
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	83.0%	—	82.2% <sup>※</sup>
	(R2年)		(R4年)
ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	87.8%	—	100.0% <sup>※</sup>
	(R2年)		(R4年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	50.7%	—	33.6% <sup>※</sup>
	(R2年)		(R4年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	71.4%	—	91.7% <sup>※</sup>
	(R2年)		(R4年)

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

### ④経済的支援

指標	国	大阪府	本市
子どもの貧困率			
国民生活基礎調査	13.5%	—	11.2% <sup>※</sup>
	(H30年)		(R4年)
全国家計構造調査	8.3%		
	(R1年)		
ひとり親世帯の貧困率			
国民生活基礎調査	48.1%	—	53.3% <sup>※</sup>
	(H30年)		(R4年)
全国家計構造調査	57.0%		
	(R1年)		

指標	国	大阪府	本市
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	42.9% (H28年度)	—	40.4%* (R4年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	20.8% (H28年度)	—	77.8%* (R4年)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子ども割合（母子世帯）	69.8% (H28年度)	—	66.3%* (R4年)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子ども割合（父子世帯）	90.2% (H28年度)	—	66.7%* (R4年)

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

### (3) 本計画における評価指標

本計画の進捗状況を確認するための指標として、以下の指標を設定し、目指す方向性に向けて取り組みます。

指 標	現状値	目指す方向性
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	100%	維持
スクールカウンセラーの年間相談開設日数（小学校）	72日	増加
スクールカウンセラーの年間相談開設日数（中学校）	78日	増加
「自分にはよいところがあると思う」子どもの割合（小学生）	78.1%	上昇
「自分にはよいところがあると思う」子どもの割合（中学生）	70.3%	上昇
「学校に行くのは楽しいと思う」子どもの割合（小学生）	86.0%	上昇
「学校に行くのは楽しいと思う」子どもの割合（中学生）	74.4%	上昇
「全く読書をしていない」子どもの割合（小学生）	28.8%	減少
「全く読書をしていない」子どもの割合（中学生）	50.3%	減少
「朝食を毎日食べている」子どもの割合（小学生）	81.1%	上昇
「朝食を毎日食べている」子どもの割合（中学生）	74.0%	上昇
「将来の夢や目標を持っている」子どもの割合（小学生）	78.2%	上昇
「将来の夢や目標を持っている」子どもの割合（中学生）	61.1%	上昇
乳幼児健康診査受診率 （4か月、1歳6か月、2歳6か月歯科、3歳6か月）	98.5% 97.3% 89.7% 96.7%	維持／上昇
乳児家庭全戸訪問事業の訪問割合（訪問戸数/対象戸数） ※長期入院・長期里帰り等で訪問できなかった方には、その後の事業で訪問等を実施。	89.8%	上昇

# 資料編

## (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」における全指標

### ①教育の支援

指標	国	大阪府	本市
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7% (R3.4)	96.1% (H30.4)	100% (R3 年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.6% (R3.4)	3.8% (H30.4)	3% (R3 年度)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	39.9% (R3.4)	43.8% (H30.4)	40% (R3 年度)
児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	96.4% (R2.5)	100.0% (H30.5)	—
児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	33.0% (R2.5)	32.9% (H30.5)	—
ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	81.7% (H28.11)	—	—
ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	95.9% (H28.11)	—	—
ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	58.5% (H28.11)	—	—
全世帯の子どもの高等学校中退率	1.1% (R2 年度)	1.6% (H30 年度)	—
全世帯の子どもの高等学校中退者数	34,965 人 (R2 年度)	3,897 人 (H30 年度)	—
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	56.9% (R2 年度)	23.4% (H30 年度)	100% (R4 年度)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	61.7% (R2 年度)	23.0% (H30 年度)	100% (R4 年度)
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	86.2% (R2 年度)	100% (H30 年度)	100% (R4 年度)
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	91.8% (R2 年度)	100% (H30 年度)	100% (R4 年度)
就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	81.1% (R3 年度)	72.1% (H29 年度)	周知あり
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	83.7% (R3 年度)	41.9% (H30 年度)	実施有り

指標	国	大阪府	本市
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	85.1% (R3 年度)	65.1% (H30 年度)	実施有り
高等教育の修学支援新制度の利用者数（大学）	23.0 万人 (R3 年度)	—	—
高等教育の修学支援新制度の利用者数（短期大学）	1.6 万人 (R3 年度)	—	—
高等教育の修学支援新制度の利用者数（高等専門学校）	0.3 万人 (R3 年度)	—	—
高等教育の修学支援新制度の利用者数（専門学校）	7.0 万人 (R3 年度)	—	—

## ②生活の安定に資するための支援

指標	国	大阪府	本市
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）			
電気料金	14.8%	—	6.9%*
ガス料金	17.2%	—	7.8%*
水道料金	13.8%	—	8.6%*
	(H29 年)		(R4 年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験（子どもがある全世帯）			
電気料金	5.3%	—	1.7%*
ガス料金	6.2%	—	1.5%*
水道料金	5.3%	—	3.0%*
	(H29 年)		(R4 年)
食料または衣服が買えない経験（ひとり親世帯）			
食料が買えない経験	34.9%	—	28.0%*
衣服が買えない経験	39.7%	—	35.6%*
	(H29 年)		(R4 年)
食料または衣服が買えない経験（子どもがある全世帯）			
食料が買えない経験	16.9%	—	11.1%*
衣服が買えない経験	20.9%	—	15.3%*
	(H29 年)		(R4 年)
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）			
重要な事柄の相談	8.9%	—	10.1%*
いざという時のお金の援助	25.9%	—	35.3%*
	(H29 年)		(R4 年)

指標	国	大阪府	本市
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）			
重要な事柄の相談	7.2%	—	4.9%*
いざという時のお金の援助	20.4%		28.8%*
※本市は等価世帯収入第Ⅰ四分位	(H29年)		(R4年)

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

### ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	国	大阪府	本市
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	83.0% (R2年)	—	82.2%* (R4年)
ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	87.8% (R2年)	—	100.0%* (R4年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	50.7% (R2年)	—	33.6%* (R4年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	71.4% (R2年)	—	82.2%* (R4年)

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

### ④経済的支援

指標	国	大阪府	本市
子どもの貧困率			
国民生活基礎調査	13.5% (H30年)	—	11.2%* (R4年)
全国家計構造調査	8.3% (R1年)		
ひとり親世帯の貧困率			
国民生活基礎調査	48.1% (H30年)	—	53.3%* (R4年)
全国家計構造調査	57.0% (R1年)		
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	42.9% (H28年度)	—	40.4%* (R4年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	20.8% (H28年度)	—	77.8%* (R4年)

指標	国	大阪府	本市
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（母子世帯）	69.8% (H28年度)	—	66.3% <sup>※</sup> (R4年)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（父子世帯）	90.2% (H28年度)	—	66.7% <sup>※</sup> (R4年)

※令和4年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づく数値ですが、国の数値とは調査方法・対象が異なるため単純な比較はできません。

## (2) 藤井寺市子ども・子育て会議条例

平成25年条例第20号

改正

令和2年条例第6号

令和5年条例第●号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特別の事項を調査審議する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員のうちから会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (3) 藤井寺市子ども・子育て会議 委員名簿

◎：会長      ○：副会長

委員	所 属
石川 明広	藤井寺市立学校園 P T A 連絡協議会 会計監査
岡本 祐典	藤井寺市こども会育成連絡協議会 会長
○輿石 由美子	常磐会短期大学 幼児教育科 非常勤講師
下村 富美枝	社会福祉法人窓 ふじの子保育園 園長
爲貞 修子	藤井寺市母子寡婦福祉会 会長
中辻 智子	藤井寺子ども子育て連絡会 会計
春名 絵美	子どもの保護者
◎星野 智子	大阪緑涼高等学校 学校長
山本 多津子	民生委員児童委員協議会 主任児童委員

(令和5年3月31日時点、50音順、敬称略)

## (4) 藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 子どもが安心して未来へ歩みを進めていくことができるよう、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条の基本理念に即した次代を担う人材育成策として子どもの成長段階に合わせた切れ目のない子育て支援について、庁内の連携を強化し、円滑に推進するため、子どもの未来応援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に係る部局又は各種事業の連携強化に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に係る事業等の体系的な把握及び検討に関すること。
- (3) 子どもの貧困対策に関する他の地方自治体の取組状況等の調査及び研究に関すること。
- (4) 子どもの貧困対策に関する情報共有及び周知に関すること。
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する計画に関すること。
- (6) その他子どもの貧困対策に関し必要と認めること。

### (組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 委員長は、子育て支援課長の職にある者を、副委員長は、政策推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、その職務を代理する。

### (ネットワーク会議)

第5条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員の属する課の職員を代理者として出席させることができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

別表（第3条関係）

政策推進課長、協働人権課長、商工労働課長、福祉総務課長、生活支援課長、健康課長、  
保険年金課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長

## (5) 計画策定の経過

年	月日	内容
令和4年	4月21日	令和4年度第1回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・子どもの生活に関する実態調査に用いる調査票について
	5月12日	第26回藤井寺市子ども・子育て会議 ・子どもの生活に関する実態調査について
	5月20日	令和4年度第2回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・子どもの生活に関する実態調査に用いる調査票について
	7月1日 ～7月15日	子どもの生活に関する実態調査の実施（アンケート調査）
	7月27日 ～8月12日	子どもの生活に関する実態調査の実施（団体・支援者調査）
	8月31日	令和4年度第3回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・子どもの生活に関する実態調査・支援者アンケートについて ・「子どもの貧困対策推進計画（仮称）」骨子案について
	10月19日	令和4年度第4回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・「子どもの生活に関する実態調査」の結果について
	11月9日	第27回藤井寺市子ども・子育て会議 ・「子どもの生活に関する実態調査」の報告 ・「子どもの貧困対策推進計画（仮称）」について
	11月15日	令和4年度第5回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・「子どもの生活に関する実態調査」の結果について ・「子どもの貧困対策推進計画（仮称）（案）」について
	12月15日	第28回藤井寺市子ども・子育て会議 ・「子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～（案）」について
	12月16日	令和4年度第6回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議【書面開催】 ・「子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～（案）」の確認について
令和5年	1月11日 ～1月31日	パブリックコメントの実施
	2月8日	令和4年度第7回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・パブリックコメントの実施結果と意見に対する回答案について ・子どもの未来応援プラン（案）について
	2月22日	第29回藤井寺市子ども・子育て会議 ・藤井寺市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～(案)について
	3月●日	令和4年度第●回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・●●●
	3月●日	第30回藤井寺市子ども・子育て会議 ・「子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」の策定について